

競争セーフガード制度に基づく検証結果(2010年度)(案)に関する意見及びその考え方

総論

意 見	考 え 方
<p>意見1 競争セーフガードのこれまでの検証プロセスを見直し、より実効的な制度にしていくべきである。</p>	<p>考え方1</p>
<p>■ 競争セーフガード制度は、電気通信事業法及びNTT法の適切な運用を確保することを目的としていますが、これまで接続事業者から公正競争上問題がある事案について重ねて指摘があったとしても、毎年「十分な論拠が得られない」等の考え方が示されて「引き続き注視する」という結論が出されることが大半であり、監督官庁である総務省からNTT東・西に対して能動的な調査や実効的な監視が行われることはありませんでした。</p> <p>さらに、総務省がNTT東・西に対して要請して報告を受けた内容については詳細に開示されることはなく、また、その報告内容についてその後のセーフガードの検証において継続的なチェックを行い、検証結果に反映させる等のPDCAサイクルを着実に実施することはありませんでした。このような状況の下、一昨年にNTT西日本における接続情報の目的外利用の事案が発生したことから見ても、本制度によって公正競争要件の有効性・適正性を確保されているとは到底言えず、制度そのものが形骸化していると認識せざるを得ません。</p> <p>そのため、本制度におけるこれまでの検証プロセスを見直し、NTTグループによる反競争的な行為に対する禁止行為規制等の適用を徹底すべきと考えます。</p> <p>一方で、昨年12月に取りまとめられた『「光の道」構想実現に向けて取りまとめ』を踏まえ、今次国会に提出された電気通信事業法等改正案に、機能分離の実施や子会社等との一体経営への対応が盛り込まれたことにより、これまで本制度の検証結果を受けてNTT東・西に行われた行政指導に対応する措置が一定程度なされることとなります。これは、今後整備される関連省令やガイドラインにおいて実効的な規定がなされることを前提とすれば、公正競争の実現に向けて確実に一歩前進していると言え、一定の評価ができるものと考えます。</p> <p>しかしながら、実質的に営業活動を行っている販売代理店やNTTドコモの子会社等への禁止行為規制の適用や、NTTグループドミナンスへの対応の強化については本改正においても十分には措置されていないことから、直ちに電気通信事業法の改正やガイドラインの見直し等を行うことが必須と考えます。</p> <p>加えて、今回のNTT法改正案では活用業務の認可制が届出制に緩和されることとなっていますが、そもそも、持株体制でグループ一体経営を行うことができる組織形態を残したままで、活用業務を認めたことは、NTT再編の趣旨を蔑ろにするものであり、むしろ、これまで認可されてきた活用業務は公正競争に支障を生じさせており大きな問題であることから、本来同制度は直ちに廃止すべきもの</p>	<p>■ NTTに係る公正競争要件を含めた競争政策の在り方については、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」の「過去の競争政策のレビュー部会」及び「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」において検討がなされ、昨年12月に策定・公表した「光の道」構想に関する基本方針等に基づき、今国会に電気通信事業法及び日本電信電話株式会社に関する法律の一部を改正する法律案(以下、「改正法案」という)を提出した。改正法案においては、禁止行為規制の実効性を確保する観点から、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、その業務を子会社等に委託する場合に適切な監督を義務付けるとともに、当該子会社等において反競争的行為が行われた場合にこれを速やかに是正、除去しうるよう所要の規定を整備している。</p> <p>■ 禁止行為規制は市場支配的な電気通信事業者に対し、その市場支配力が濫用された場合、電気通信事業者間の公正な競争及び電気通信の健全な発展に及ぼす弊害が著しく大きく看過しえないものとなることから、これを厳格に禁止する観点から規定されたものであり、全ての電気通信事業者を対象とする業務改善命令制度に比べ、その対象は限定されている。</p> <p>■ 今般の改正法案についても、その対象は、禁止行為規制の実効性を確保しつつ、私企業に対する規制を必要かつ最低限度のものとする観点から検討することが適当であり、当該規制の趣旨及び制定後に生じた環境の変化、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業</p>

です。

直ちに廃止ができないのであれば、当面の最低限の措置として、NTT東・西による実施が禁止されている放送業務や、当然禁止すべきISP業務といった具体的な業務内容を活用業務ガイドラインに明記すべきと考えます。

(KDDI)

■ 競争セーフガード制度(以下、「本制度」という。)は、「PSTN から IP 網へのネットワーク構造の変化や市場統合の進展が見込まれる中、ドミナント規制の運用に際しても市場実態を的確に反映した見直しが必要」との問題意識のもと、「公正競争確保のためのセーフガード措置の有効性・適正性を検証し、当該措置が市場実態を的確に反映したものとするとする」との趣旨により創設されたものと認識しています。

現在、通信市場は、ブロードバンド時代が本格的到来を告げ、ネットワークの IP 化・光化が加速し、政策としても「光の道」構想の必要性が謳われる等、まさに転換期を迎えています。一方、NTT グループは、公社時代から継承するボトルネック設備と顧客基盤を抛り所に、光サービス等での市場支配力を強め、さらには持株会社体制下でのグループ連携を基に複数の市場において市場支配力を行使している状況にあります。こうした環境変化に対応するためには、より一層厳格な競争政策の運用や時代に即したルールの見直しが求められることから、本制度に期待される市場の検証機能はこれまで以上にその必要性を増しているものと考えます。

しかしながら、本検証結果案を見るに、競争事業者から挙げられた東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西殿」という。)のファイアーウォール不全やドミナント事業者のグループドミナンスの問題等については、大方が注視事項として先送りされ、唯一 NTT 東西殿に措置を求めるとされた項目についても毎年度の繰り返しとなる形式的な報告要請にとどまる等、市場実態を的確に反映した内容たり得ていません。弊社共としては、このような不十分な検証結果案が導き出された要因は、本制度の各プロセスにおいて、以下に示すような各種課題が存在していることにあるものと認識しています。

①競争阻害事案の収集

・競争事業者のみに事案の収集を任せ、総務省殿による能動的な市場環境の実態調査やドミナント事業者からの自己申告プロセスが不在であること

②競争阻害事案の調査及び検証

・競争事業者のみに事案の挙証責任を負わせ、調査権限を有する総務省殿による能動的な検査(立ち入り検査や報告要請の発動等)がなされていないこと
・検証結果案に至る調査プロセス等経緯が不透明であること
・総務省殿のみが検証を行い、監査機関等第三者のチェック機能が働いていないこと

③競争阻害事案等に対して求める措置

・特にここ数年、形式的報告要請等に止まっており、事案の改善が期待できる措置とはなっていない

者から受託した業務に関して当該事業者を利するような反競争的行為を行う蓋然性、さらには実際に発生した反競争的行為の事例に鑑み、当該事業者の子会社等とすることが適当であると判断したものの。

■ また、活用業務は、インターネットの爆発的普及等の電気通信分野における大きな環境変化に伴い、新たなサービス需要への対応及びNTT東西の経営資源の効率的利用による経営の効率化を図る観点から導入されたものであり、その運用に当たっては、本来業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で認可を行っている。

■ 改正法案においては、これまでの認可制から事前届出制に変更されるものの、NTT東西が活用業務等として行うことができる範囲に変更はなく、仮にNTT東西が届け出た活用業務が不相当と認められる場合には、日本電信電話株式会社等に関する法律第 16 条第2項等に基づく変更命令を行うことができることから、今般の改正法案により、公正競争の確保に支障が生じることはないと考えている。

■ なお、活用業務制度の運用については、現行の「東・西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」や累次の認可条件を踏まえ、ガイドラインを作成する予定であり、引き続き公正な競争が確保されるよう努めたい。

■ 競争環境の検証については、改正法において業務委託先子会社等に対する監督の規定及び機能分離の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況について、毎年総務大臣へ報告することとしており、これらの報告をもとに当該規定違反を監視していくこととする。また、「光の道」構想に関する基本方針等に基づき行った競争ルールに関する措置については、今後の環境変化に適切に対応するよう、競争セーフガード制度や競争評

<p>いこと</p> <p>なお、第三者の監査に関しては、諸外国では第三者監査機関が、ドミナント事業者グループによる競争阻害の疑いがある事案 ※を調査し機能分離に係る公約等への違反と認定の上、改善策を講じる等、能動的に活動しています。今後、NTT 東西殿の機能分離を控え公正競争環境の検証がより重要なものとなることを踏まえれば、こうした諸外国事例も参考としつつ時代の要請に応え得る運用方法への抜本的な見直しが急務であると考えます。</p> <p>以上の通り、本年度においても必要十分な検証がなされたとは言い難いことから、総務省殿は厳格な運用にて再検証を実施し、実効的な検証結果を導くべきです。これらを踏まえた上で、次頁より、各論点における弊社共意見を述べさせていただきます。</p> <p>最後に、今般発生した「東日本大震災」に伴う未曾有の国難に対し、今こそ、全国民が一致団結の上、取り組んでいかなければなりません。社会インフラたる情報通信を担う我々としても、改めてその重要性を再認識するとともに、被災地支援等にかかる取り組みを最優先で実施してまいり所存です。公正競争の確保は、引き続き重要な政策テーマであります。現状、上述のような国難に直面していることを踏まえれば、政策毎に優先順位を見極めることも必要であり、特に本制度は運用面で形骸化が見られる等諸問題が存在していることに鑑み、より時間をかけて仔細な検証を行う等、運用サイクル等の見直しを図ることも検討すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>価制度の運用等を通じて、毎年度の継続的なチェックを行うとともに、制度整備の実施後3年を目処に、その有効性・適正性について包括的な検証を行うこととする。</p>
---	--

(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証

ア) 指定要件に関する検証

<p>意見2 従来の考え方を変更する特段の事情が認められないことから、ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うことを継続するとして検証結果案に賛同。</p>	<p>考え方2</p>
<p>■ 第一種指定電気通信設備の指定要件については、従来の考え方を変更する特段の事情が認められないことから、引き続き、ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うといった考え方を継続するという検証結果案に賛同します。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 検証結果案に賛成いたします。</p> <p>超高速ブロードバンドの普及促進を目指す「光の道」構想の推進、及び IP 網への移行が今後進展することを想定すれば、指定要件に係る現行制度の枠組み及び運用に関する必要性は、一層高まるものと考えますので、引き続き維持することが適当と考えます。</p>	<p>—</p>

(イー・アクセス)	
<p>意見3 指定電気通信設備制度については、指定する設備を具体的に列挙する方式(ポジティブリスト方式)を採用するとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにすべき。また、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別して指定するといった見直しを行うべき。以上の主張に対しては十分な検証がなされていないことから、総務省においては、具体的な検証を行った上で考え方を示すべき。</p>	<p>考え方3</p>
<p>■ 現行の固定系の指定電気通信設備規制は、端末系伝送路設備(メタルと光の区別がない)の50%以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっています。</p> <p>しかしながら、指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備については、電柱等ガイドラインに基づく線路敷設基盤のオープン化や電柱の新たな添架ポイントの開放・手続きの簡素化等により、他事業者が自前の加入者回線を敷設するための環境が整備された結果、他事業者の参入機会の均等性は確保されており、IPブロードバンド市場においては、アクセス区間においても現に「設備ベースの競争」が進展しています。</p> <p>現に、光ファイバについては、電力会社殿が当社の約2倍の電柱を保有しており、電力系事業者殿は相当量の設備を保有する等、当社と健全な設備競争を展開していますし、CATV事業者殿も、通信と放送の融合が進む中、電力会社殿や当社の電柱を利用して自前アクセス回線を敷設し、過去9年間で契約数を1.7倍の3,264万世帯(平成22年3月末。再送信のみを含む)に増加させています。</p> <p>したがって、端末系伝送路設備については、既に敷設済のメタル回線と、競争下で敷設されている光ファイバ等のブロードバンド回線の規制を区分し、光ファイバについては諸外国での規制の状況も踏まえ、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>また、ブロードバンドアクセスのボトルネック性の判断にあたっては、設備競争における競争中立性を確保する観点から、通信・放送の融合等を踏まえ、CATV回線(現にブロードバンド通信に使用されていないものを含む)や、今後新たな技術革新が期待される高速無線アクセス等を含めるよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。</p> <p>更に、現行のシェア基準値(50%超)による規制は、事業者間のシェアが50%前後で拮抗する場合でも、50%超か否かで事業者間に規制上の大きな差が生じる仕組みとなっているため、競争中立性を確保する観点から、一定のシェアを有する事業者に対する規制の同等性を確保するよう見直すことについて検討していただきたいと考えます。</p> <p>また、第一種指定電気通信設備の指定方法に関しては、ソフトバンク殿及びイー・アクセス殿より、昨年度の総務省の検証結果を引用し、現行の指定方法を継続すべきとの主張がなされていますが、ほとんど全ての県内設備に事前規制をかける現行の第一種指定電気通信設備の指定方法を継続し</p>	<p>■ 本制度は、IP化の進展に伴うネットワーク構造の変化や市場統合の進展を踏まえ、公正競争確保のためのセーフガード措置が市場実態を的確に反映したものにするを目的として、指定の妥当性を毎年度検証することとしたものであり、市場実態の変化等を踏まえて適時適切に対応することが必要である。</p> <p>■ 第一種指定電気通信設備の指定方法に関し、新たに導入する設備はアクセス回線と一体的に機能する蓋然性は高いと考えられることを踏まえると、指定方法をネガティブリスト方式からポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない状況が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある。また、当セーフガード制度において毎年度指定対象設備を検証しているところ、ネガティブリスト方式の採用によりNTT東西が競争上不利な立場に置かれるといった状況は今回の検証においても特段見受けられない。</p> <p>したがって、NTT東西の今回の意見を考慮してもなおこれまでの考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、検証結果に示したとおり、指定要件に係る現行制度の枠組み及び運用を引き続き維持することが適当である。</p> <p>■ 端末系伝送路設備に関し、メタル・光の種別を区別せず第一種指定電気通信設備として指定することについては、昨年度の検証結果において示した考え方のおりであり、CATV回線や高速無線アクセス回線をボトルネック性の判断を行うことについては、こうした回線で提供され</p>

た場合、健全な競争が繰り広げられているブロードバンド通信市場においても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となり、また、認可申請前の事前説明にも一定の時間が必要となるため、お客様に対する新サービスの提供や料金値下げを遅らせる原因となり、当社を他事業者との競争上極めて不利な立場に置くことになるだけでなく、更なるブロードバンド普及に向けたインフラ整備や新規サービス開発の芽を摘むことによって、お客様の利便の向上を妨げることになると考えます。

したがって、第一種指定電気通信設備の指定方法については、「指定しない設備を具体的に列挙する方式」(ネガティブリスト方式)から「指定する設備を具体的に列挙する方式」(ポジティブリスト方式)に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにしていただきたいと考えます。その上で、第一種指定電気通信設備については、規制当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定していただきたいと考えます。

(NTT 西日本)

■《ネガティブリスト方式・ポジティブリスト方式について》

検証結果案における総務省殿の考え方では、ネガティブリスト方式の採用について、

- ①現時点においても、NTT東西が指摘するような「NTT東西を競争上不利な状況に置く」又は「お客様利便を損ねている」等の状況も認められないこと、
- ②現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする平成19年3月付答申「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」の主旨に反しているものではないこと、

から、第一種指定電気通信設備の趣旨に照らして妥当とされております。

しかしながら、当社が1次意見及び再意見にて主張した点、例えば「新たに導入する設備が不可欠性を有することになるかどうかは、導入当初では判断できない」等について、十分な検証がなされずに、こうした考え方が示されていることから、総務省殿においては、具体的な検証を行った上で、考え方を示していただきたいと考えます。

【当社1次意見(2010年10月)及び再意見(2010年11月)】

- ・ 現行制度の下においては、NTT東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されています。
- ・ しかしながら、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。
- ・ なお、昨年度の検証において「ポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達に損なわれる可能性がある」とされており、新たに導入する設備が不可欠性を有することになるかどうかは、導入当初では判断できないはずであり、むしろ現に指定されているルータ等の局

るサービスが利用者からみてメタル回線で提供されるサービスと代替性があるとは必ずしも言えないことから適当ではない。

したがって、NTT 東西の今回の意見を考慮してもなおこれまでの考え方を変更すべき特段の事情は認められないことから、検証結果に示したとおり、端末系伝送路設備に関し、メタル・光の種別を区別せずに第一種指定電気通信設備として指定する方法を引き続き維持することが適当である。

内装置は、他事業者が自ら設置し、当社の局内装置を利用するケースはほとんど皆無であることを踏まえれば、不可欠性を有すことになる蓋然性は極めて低いと考えます。

- ・ それにもかかわらず、新たに導入する設備をすべて指定電気通信設備の対象とする現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申（2007年3月30日）の趣旨にも反していると考えます。
- ・ 加えて、昨年度の検証において「現時点においても、ネガティブリスト方式の採用がNTT東西による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっているという事実は認められない」とされておりますが、熾烈な競争が繰り広げられているブロードバンド市場においては、たとえ「数ヶ月」であっても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となること、また事実上、認可申請前にも事前説明に一定の時間が必要となることは、当社を競争上極めて不利な立場に置くだけでなく、お客様に対して新サービスの提供や料金値下げが遅れる結果となり、お客様利便を著しく損ねていると考えます。
- ・ したがって、行政当局においては、現行の指定告示の規定方法である「指定しない設備を具体的に列挙する方法」を「指定する設備を具体的に列挙する方法」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにし、その対象設備は、行政当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。

《メタル・光を区別しない指定方式について》

検証結果案における総務省殿の考え方では、メタル回線と光ファイバ回線は、

- ①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、
- ②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、
- ③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること、

から、メタルと光を区別せずに第一種指定電気通信設備として指定することとされております。

しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、メタルと光を区別せずに指定電気通信設備とする合理的な理由にはならないと考えます。

- ・ メタル回線（DSLサービス）と光ファイバ（光サービス）との間でサービスの代替性があることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないこと。
- ・ 電柱・管路等の線路敷設基盤は、徹底したオープン化により、他事業者は、構築意欲さえあれば、光ファイバを自前敷設することが可能であること。
- ・ 当社は、メタル回線とは別に光ファイバを重畳的に敷設しており、メタル回線を保有していることで他事業者よりも安く光ファイバを敷設できるわけではないため、当社にコスト面での優位性もないこと。

また、他事業者も計画的に光ファイバを敷設することにより、個々のお客様からの申込みに対して当社と同等の期間でサービス提供することは可能となっており、当社に手続面での優位性はないこ

と。

なお、加入者光ファイバについては、当社が1次意見及び再意見にて主張した点について、具体的な検証がなされていないことから、総務省殿においては、当社意見に対し、十分な検証を行っていただき、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。

【当社1次意見(2010年10月)及び再意見(2010年11月)】

- ・ 現行の固定系の指定電気通信設備規制は、メタル回線と光ファイバ回線を区別せず、端末系伝送路設備の1/2以上の使用設備シェアを保有する場合には、これと一体として設置される電気通信設備を指定電気通信設備として規制する仕組みとなっています。
- ・ しかしながら、指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備のうち、加入者光ファイバについては、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はなく、既存のメタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のとおり異なっていることから、メタル回線と競争下で敷設される光ファイバ回線の規制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。
- ・ 線路敷設基盤は既に開放済であり、他事業者が光ファイバ等を自前敷設できる環境は十分整備されていること。また、電柱については、より使い易い高さを利用できるよう改善し、その手続きも簡便なものに見直してきており、他事業者が光ファイバを自前設置できる環境は更に整備されてきていること。
- ・ 現に他事業者も当該線路敷設基盤を利用して光ファイバ等を自前で敷設しサービスを提供しており、KDDI殿や電力系事業者は相当量の設備を保有していること。
- ・ 「光の道」構想に関する意見募集(2010年8月)において、ジュピターテレコム殿から「ケーブルテレビ事業者は、線路敷設基盤を保有しない状態で、今まで設備競争を行ってきた。体力のある通信大手キャリアと異なり、規模の小さいケーブルテレビ事業者が、一社一社のカバーエリアは狭いながらも業界全体で世帯カバー率、88%まで設備を整えられたことは、電気通信業界において、設備競争をより活発に行うことが可能であることの証明であると考え」といった意見が提出されているように、線路敷設基盤を持たなくても、意欲のある事業者であれば、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して自前ネットワークを構築することが十分可能であること。
- ・ KDDI殿、ソフトバンク殿が有する財務力、顧客基盤を用いれば、光ファイバを敷設しサービスを提供することは十分可能であること。
- ・ 光ファイバについては、諸外国においても非規制になっていること。

(NTT 東日本)

イ) 指定の対象に関する検証

意見4 NTT 東西の NGN、地域 IP 網及びひかり電話網等について、従来の考え方を変更する特段

考え方4

<p>の事情もないことから、引き続き指定の対象とすることは適当。</p> <p>■ NTT 東西殿の次世代ネットワーク(以下、「NTT-NGN」という。)及び地域 IP 網、ひかり電話網等を始めとする現状の第一種指定電気通信設備については、それぞれ従来の考え方を変更する特段の事情が認められないことから、引き続き、これら設備について指定を継続するという検証結果案に賛同します。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 検証結果案に賛成いたします。</p> <p>NTT東西殿のサービスにおいては、FTTHの市場シェアが 74.7%及び 0ABJ-IP電話市場のシェアが 69.3%といった非常に高い状況にあり(平成 22 年 12 月末時点)、また、昨年 11 月に NTT 東西殿より「PSTN のマイグレーションについて～概括的展望～」が示され、更には情報通信審議会にて 2011 年 3 月に電話網移行円滑化委員会が設置され、PSTN 網から IP 網への移行を想定した議論が進められることから、NGN、地域 IP 網、ひかり電話網等の IP 通信網に対する接続事業者の事業展開上の不可欠性は一層高まるものと考えますので、引き続き指定設備の対象とすべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>—</p>
<p>意見5 NGN、地域 IP 網、ひかり電話網について、第一種指定電気通信設備の対象から除外すべき。</p>	<p>考え方5</p>
<p>■ 当社の次世代ネットワーク(NGN)、地域IP網及びひかり電話網については、以下の観点においてボトルネック性がないことは明らかであることから、第一種指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>①他事業者がIP網を自前で構築する際の素材となる基盤設備は、線路敷設基盤を含め、世界的に最もアンバンドリング／オープン化が進展しており、また、IP網の自前構築に必要なルータ等の電気通信設備は市中で調達することが可能であるため、意欲ある事業者であれば、自ら設備を構築し、当社と同様のネットワークを自前構築することは十分可能となっていること。</p> <p>②現に、他事業者は独自のIP網を構築し、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得していること。具体的には、ブロードバンドサービス市場で見た場合、当社シェアは西日本マクロで52%、府県別では最小で37%、FTTH市場での競争が激しい関西エリアでは、京都を除く1府4県でシェア50%を下回っていること。</p> <p>③地域IP網の接続料として、平成13年より、接続約款に「ルーティング伝送機能」を規定していたものの、他事業者による利用実績はないこと。</p> <p>ひかり電話サービスについて、加入電話と代替的なサービス市場で見た場合、直収電話、OAB～J IP電話、CATV電話、050 IP電話の合計に占めるNTT東西のシェアは38%程度(平成22年12月末)、更に、携帯電話も含めたシェアで見れば8%程度(同上)に過ぎない状況にあること。</p>	<p>■ NGN、地域IP網及びひかり電話網については、情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(平成 20 年 3 月 27 日)等に基づき、第一種指定電気通信設備に指定されたものであり、当該指定の妥当性については市場実態を踏まえて毎年度検証することとしているところ、本検証結果と併せて公表した「競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方」において示したとおり、他事業者の構築したネットワークを利用してサービス提供を行うビジネスモデルを採用する事業者(FVNO)や固定電話網・IP網などネットワークを自ら構築し保有している事業者(FNO)にとって、利用の公平性が確保された形で自網とNGNを接続可能であることがその事業展開上不可欠であり、かつ利用者利便の確保の観点からも不可欠であると考えられること等から、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要と考えられる。</p>

④アクセス回線のボトルネック性に起因する影響は、オープン化により遮断されており、他事業者はアクセス回線からの影響を受けることなくネットワークを構築可能であるため、当社のアクセス回線のシェアが高いか否かは当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網自体のボトルネック性の有無の判断にあたって直接関係がないこと。

(NTT 西日本)

■《NGN》

○検証結果案における総務省殿の考え方では、当社のNGNについて、

①NGNはシェア74%超を占めるFTTHサービスやシェア70%近いひかり電話等に利用されるネットワークであり、他事業者の構築したネットワークを利用してサービス提供を行うビジネスモデルを採用する事業者(FVNO)や固定電話網・IP通信網などネットワークを自ら構築し保有している事業者(FNO)にとって、利用の公平性が確保された形で自網とNGNを接続可能であることがその事業展開上不可欠であり、かつ利用者利便の確保の観点からも不可欠であると考えられること、

②NTT東西のFTTHユーザは、NGNの收容ルータに收容されると、現時点ではコア網として他事業者網を選択できないことから、NGNはメタル回線をアクセス回線とする電話網等よりも他事業者にとっての事業展開上の不可欠性等が一層高まるという特性を有しており、これらの状況は現段階においても変わりはないこと、

から、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要とされています。

しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、当社のNGNを指定電気通信設備とする合理的な理由にはならないと考えます。

- ・ブロードバンド市場においては、他事業者が当社の固定電話と接続して中継電話サービスを提供していた時代とは異なり、他事業者は当社のNGNに依存することなく、エンドユーザを獲得する競争構造となっていること。
- ・現に他事業者は、独自に構築したIP通信網を用いて、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、ブロードバンド市場における当社のシェア(2010年12月末)は55.7%、特に首都圏では49.2%と熾烈な競争が展開されていること。
- ・それぞれエンドユーザを抱える独立したネットワーク間の接続は、双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、当社のNGNのみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。
- ・FVNOは、現に一般中継局ルータ等での接続は実施しておらず、いまだ具体的な利用の要望もないこと。
- ・FNOについても、現に一般中継局ルータ等での接続は実施しておらず、仮に、今後、接続を実施したとしても、独立した対等のネットワーク間の接続であり、当社のNGNのみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。

《地域IP網》

○検証結果案における総務省殿の考え方では、地域IP網について、現にNTT東西合計で160社のI

なお、IP通信網同士の接続に関する意見については、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」が取りまとめた「光の道」構想実現に向けて(平成22年12月14日)において、「今後、NGNが、我が国の基幹的な中継IP網になると考えられる中で、(中略)適時適切にオープン化されることが重要」である旨指摘されていることを踏まえると、NGN等を第一種指定電気通信設備として引き続き指定することは、現時点で不適切とまでは言えないと考える。

SP事業者が地域IP網に接続している状況等を踏まえれば、地域IP網との接続は引き続き他事業者にとって事業展開上不可欠であり、利用者利便の確保の観点から不可欠である状況に変わりはないと考えられること、から引き続き第一種指定電気通信設備として指定することが当面必要とされています。

しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、当社の地域IP網を指定電気通信設備とする合理的な理由にはならないと考えます。

- ・ 当社の場合、ISPフリーのオープン型モデルを採用し、数多くのISP事業者と公平に接続しており、今後もオープンなネットワークとして相互接続性の確保を図っていく考えであること。
- ・ ISP事業者は、当社が提供するアクセス網だけでなく、他事業者の提供するアクセス網を利用してサービスを提供されており、自由にアクセス網を選択できる状況にあること。

《ひかり電話網》

○検証結果案における総務省殿の考え方では、ひかり電話網について、

- ①固定電話事業者や携帯電話事業者が、ひかり電話網のひかり電話ユーザに対する着信サービスを提供することは、その事業展開上不可欠であること、
 - ②AB～JIP電話市場は引き続き拡大傾向にあり、今後その重要性が高まると考えられる中で、同市場におけるシェアは、平成22年3月時点で68.8%(番号ベース)であること、
- から、引き続き第一種指定電気通信設備に指定することが必要とされています。

しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、当社のひかり電話網を指定電気通信設備とする合理的な理由にはならないと考えます。

- ・ それぞれエンドユーザを抱える独立したネットワーク間の接続は双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、ひかり電話網のみを指定電気通信設備とする理由とはならないこと。
- ・ NTT東西の加入電話やISDN以外の直収電話、OAB～J IP電話、CATV電話、050IP電話の合計に占めるNTT東西の OAB～J IP電話シェアは38%(東西計:2010年12月末)に過ぎないこと。
- ・ 更に携帯電話を含めたシェアで見れば、ひかり電話のシェアは8%であり、2010年12月末時点で、ソフトバンクモバイル殿が2,400万を超えるユーザがいる中で、ひかり電話は1,146万番号(東西計)に過ぎないこと。

以上のとおり、検証結果案における総務省殿の考え方においては、当社のNGN、地域IP網、ひかり電話網について、明確な理由なく、引き続き指定電気通信設備とすることとされておりますが、以下のような当社の1次意見及び再意見について、十分に検証を行った上で、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。

【当社1次意見(2010年10月)及び再意見(2010年11月)】

当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。

(1)世界で最も徹底したオープン化を図ってきた結果、他事業者は当社と同等の条件で独自にIP通

<p>信網を構築できる環境が十分整っており、現に他事業者は独自のIP通信網を既に構築していることから、当社のNGNをはじめとするIP通信網にボトルネック性はないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他事業者が自前の設備を使って独自のIP通信網を構築できるよう、当社は中継ダークファイバや局舎コロケーションといった「素材」を最大限提供しており、他事業者の利用実績も増加しています。 <p>中継ダークファイバの提供実績： 151事業者、2, 986区間、約4. 6万芯(2007年3月末) ⇒ 152事業者、3, 431区間、約5. 4万芯(2010年3月末)</p> <p>局舎コロケーションの提供実績： 127事業者、1, 884ビル、約4. 5万架(2007年3月末) ⇒ 119事業者、2, 003ビル、約5. 0万架(2010年3月末)</p> <ul style="list-style-type: none"> また、年々多様化する他事業者からの新しい要望等にお応えするため、接続メニューの多様化、手続きの迅速化、情報開示の充実等を通じて、市場拡大・サービス競争の促進に寄与しています。 <p>(2)競争が進展しているブロードバンド市場において、当社のIP通信網(NGNを含む)を規制する理由はないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定ブロードバンド市場における、当社のシェア(2010年12月末)は55. 7%、特に首都圏では49. 2%と熾烈な競争が展開されており、その結果、我が国では、光サービスが世界に先駆けて普及する等、世界で最も低廉で高速なブロードバンドサービス環境が実現しています。 <p>(3)諸外国においてもNGNを含むIP通信網を規制している例はないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「光の道」構想に関する意見募集(2010年8月)において、米国電気通信協会殿から、「米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。」 「このように、日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くことを検討する必要があると考えられます。米国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。」 といった意見があるように、ブロードバンド市場に、従来の電話を前提とした規制を持ち込むことなく、NGN等のIP通信網については、米国と同様に、原則非規制としていただきたいと思います。 <p>(NTT 東日本)</p>	
--	--

ウ) アンバンドル機能の対象に関する検証

意見6 NGN に係る収容ルータ等における加入者単位の接続機能をアンバンドル機能の対象とすべ	考え方6
--	------

<p>き。</p> <p>■ 現在、ネットワークの IP 化・光化が加速していますが、これからの主要なアクセス網となる NTT-NGN については、ボトルネック設備と一体で提供されていることを踏まえ、これまでと同等の競争環境を実現する為に必要な機能をアンバンドルすべきと考えます。</p> <p>具体的には、以下の機能等についてのアンバンドル化を図るべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 收容局に設置されている NTT-NGN 用の收容ルータでの加入者単位接続機能 ・ 中継局に設置されている NTT-NGN 用の中継ルータでの加入者単位接続機能 <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ NGN のオープン化を含むブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方については、本年 3 月 1 日付けで総務大臣より情報通信審議会に対し諮問を行ったところであり、本年中を目途に成案を得ることとされている。</p> <p>総務省においては、NGN において実現すべきアンバンドル機能等について、その実現方法やコスト負担の在り方を含め、上記諮問に対する答申を踏まえた上で、本年中を目途に成案を得るなど適切に対処する考えである。</p>
<p>意見7 接続事業者、ISP、コンテンツ提供事業者等の関係者が NTT-NGN との接続によって多様な事業・サービスが展開できるよう、NGN の帯域制御機能や認証・QoS機能等のプラットフォーム機能をアンバンドル機能の対象とすべき。公正競争促進の観点から、新たに設置された委員会において審議を行い、本年中を目途として成案が得られることに期待する。</p>	<p>考え方7</p>
<p>■ 弊社は昨年の本制度ガイドライン意見募集時に、接続事業者による NGN 上の 0ABJ-IP 電話に向けた新規参入の実現方法の一つとして、NGN 帯域制御機能をアンバンドル化すべき旨の意見いたしました。</p> <p>これに対して NTT 東西殿からは、サービスや実現方式のより詳細な中身が分からなければ実現可能か否か、また概算額や期間の検討に入れないとの回答でした。</p> <p>考え方24にあるとおり、当事者間の協議のみでは限界があると考えます。公正競争促進の観点から、喫緊に NGN アンバンドル化を審議すべきであって、新たに設置された委員会における審議、並びに本年中目途の成案が得られることに期待致します。</p> <p>(フュージョン・コミュニケーションズ)</p> <p>■ 一方で、NGNにおいて、従来のIP網と異なる特徴として具備されているプラットフォーム機能については、コンテンツ・アプリケーションレイヤへの影響が懸念され、またNTTグループ内連携の基盤になり得ることから、公正競争環境を確保していくうえで、十分注視が必要と考えております。</p> <p>そのため、NGNのオープン化等を検討するにあたっては、プラットフォーム機能の在り方に、重点を置いて検討することが重要と考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p> <p>■ NTT-NGN は光アクセス回線と一体として構築されている第一種指定電気通信設備であり、ネットワークの IP 化・光化が加速する中で新たなボトルネック設備として位置づけられるものです。</p> <p>従って、接続事業者、ISP、コンテンツ提供事業者等の関係者が NTT-NGN との接続によって多様</p>	<p>■ 考え方6に同じ</p>

<p>な事業・サービスが展開できるよう、NTT 東西殿は、認証、QoS、帯域制御等の各種機能について、予め相互接続に不可欠な機能として開放し、簡易な手続き、かつ適正な価格で利用可能とすべきです。</p> <p>(ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	
<p>意見8 NGN において実現すべきアンバンドル機能・サービスや IP 網への移行に伴う課題を検討するにあたり、帯域制御機能や認証・課金機能等のプラットフォーム機能については、これらを要望する事業者において要望内容を具体化する必要があるといった点を念頭におき、これを十分反映すべき。</p>	<p>考え方8</p>
<p>■ 検証結果案における総務省殿の考え方では、NGNにおいて実現すべきアンバンドル機能・サービスやIP網への移行に伴う課題について、その実現方法やコスト負担の在り方を含め、総務省及び関係する通信事業者・ISPなどにおいて、速やかに検討の場を設け、本年中を目途に成案を得ることとされております。</p> <p>こうした検討を行うにあたっては、以下の観点を念頭に置き、これを十分反映していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 帯域制御機能や認証・課金機能等のプラットフォーム機能については、国際標準が定まっておらず、他事業者からの具体的な接続要望もないのが実情であることから、まずは、要望される事業者において要望内容を具体化していただくことが必要であること。 ・ その上で、実現にあたっては、国際標準化動向も踏まえ、NNIによるアンバンドルだけでなく、UNIやSNIでの提供を含め、できる限り早期かつ低廉に実現できる方法で対応していくことが望ましいこと。 ・ また、プラットフォーム機能については、将来現れるサービスの芽を摘むことがないように、あらかじめ規制するのではなく、事業者間の創意工夫に委ねることが重要であること。 <p>(NTT 東西)</p>	<p>■ 考え方6に同じ</p>
<p>意見9 NGN において実現すべきアンバンドル機能・サービスや IP 網への移行に伴う課題を検討するにあたっては、電話時代のように接続ルールとしてあらかじめ規制するのではなく、他事業者と同様、NTT 東西の NGN を非規制とし、「原則自由」な競争政策に転換すべきといった点を念頭におき、これを十分反映すべき。</p>	<p>考え方9</p>
<p>■ 検証結果案における総務省殿の考え方では、NGNにおいて実現すべきアンバンドル機能・サービスやIP網への移行に伴う課題について、その実現方法やコスト負担の在り方を含め、総務省及び関係する通信事業者・ISPなどにおいて、速やかに検討の場を設け、本年中を目途に成案を得ることとされております。</p> <p>こうした検討を行うにあたっては、以下の観点を念頭に置き、これを十分反映していただきたいと考</p>	<p>■ 考え方6に同じ</p>

えます。

- ・ 指定電気通信設備制度が導入された当時は、他事業者が加入者回線の敷設や交換機を設置し、当社と同等のネットワークを自ら構築して市場参入することは実質的に困難であったため、当社の固定電話網を加入者へのアクセス網として中継事業者に貸し出すことにより、多数の事業者が中継電話市場へ参入し、料金面を中心とした競争が進展したものと考えております。
- ・ 一方、ブロードバンド市場においては、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置し、当社がオープン化により提供しているドライカップやダークファイバといった素材や、当社の電柱・管路等を利用し、自らが敷設したアクセス回線を組み合わせることで独自のIP網を構築しており、各事業者は当社のNGNに依存することなく、自らが構築したIP網でお客様を獲得する形態で実際に市場参入しており、設備競争が進展しております。
- ・ このように、ブロードバンド市場においては、他事業者は当社のNGNに依存することなく、各事業者が自らが構築したIP網でお客様を獲得する形態で参入しており、事業者間の接続も、当社の固定電話網を中継事業者へアクセス網として貸し出す形態が中心の接続とは異なり、各事業者がそれぞれネットワークを構築してお互いのお客様同士が相互に通信を可能とする、同じ立場での接続形態となっていることから、当社のNGNだけを規制の対象とする必要はないと考えます。
- ・ むしろ、当社のNGNを規制の対象とすることによって、ISPやアプリケーション・コンテンツプロバイダ等との間で新たなビジネスを創出しようとしても、柔軟性を欠き、多彩なサービスの提供に支障をきたす虞があります。
- ・ したがって、このような市場環境の変化を踏まえ、電話時代のように接続ルールとしてあらかじめ規制するのではなく、他事業者と同様、当社のNGNを非規制としていただき、各プレイヤーが自由な発想のもと、創意工夫に満ちた多彩なサービスを迅速に創出できる「原則自由」な競争政策に転換すべきと考えます。
- ・ また、諸外国においてもNGNを含むIP通信網を規制している例はなく、「光の道」構想に関する意見募集(2010年8月)において、米国電気通信協会殿から、「米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。」
「このように、日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くことを検討する必要があると考えられます。米国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。」
といった意見もあげられています。
- ・ なお、収容ルータ等における加入者単位での接続機能のアンバンドルについては、その実現にあたって、NGNにパケット振分機能を追加する等、多額の費用をかけて特注のルータや装置等を開発・導入する必要があると想定され、NGNの特徴である高品質で低廉なサービスの提供に支障をきたす虞があることから、当社としてこれを実施する考えはありません。

(NTT 東日本)

■ 検証結果案における総務省殿の考え方では、NGNにおいて実現すべきアンバンドル機能・サービスやIP網への移行に伴う課題について、その実現方法やコスト負担の在り方を含め、総務省及び関係する通信事業者・ISPなどにおいて、速やかに検討の場を設け、本年中を目途に成案を得ることとされております。

こうした検討を行うにあたっては、以下の観点を念頭に置き、これを十分反映していただきたいと考えます。

- ・ 指定電気通信設備制度が導入された当時は、他事業者が加入者回線の敷設や交換機を設置し、当社と同等のネットワークを自ら構築して市場参入することは実質的に困難であったため、当社の固定電話網を加入者へのアクセス網として中継事業者に貸し出すことにより、多数の事業者が中継電話市場へ参入し、料金面を中心とした競争が進展したものと考えております。
- ・ 一方、ブロードバンド市場においては、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置し、当社がオープン化により提供しているドライカップパやダークファイバといった素材や、当社の電柱・管路等を利用し、自らが敷設したアクセス回線を組み合わせることで独自のIP網を構築しており、各事業者は当社のNGNに依存することなく、自らが構築したIP網でお客様を獲得する形態で実際に市場参入しており、設備競争が進展しております。
- ・ また、事業者間の接続においても、当社の固定電話網を中継事業者へアクセス網として貸し出す形態が中心の接続とは異なり、各事業者がそれぞれネットワークを構築してお互いのお客様同士が相互に通信を可能とする、同じ立場での接続形態となっていることから、当社のNGNだけを規制の対象とする必要はないと考えます。
- ・ むしろ、当社のNGNを規制の対象とすることによって、ISPやアプリケーション・コンテンツプロバイダ等との間で新たなビジネスを創出しようとしても、柔軟性を欠き、多彩なサービスの提供に支障をきたす虞があります。
- ・ したがって、このような市場環境の変化を踏まえ、電話時代のように接続ルールとしてあらかじめ規制するのではなく、他事業者と同様、当社のNGNを非規制としていただき、各プレイヤーが自由な発想のもと、創意工夫に満ちた多彩なサービスを迅速に創出できる「原則自由」な競争政策に転換すべきと考えます。
- ・ また、諸外国においてもNGNを含むIP通信網を規制している例はなく、「光の道」構想に関する意見募集(2010年8月)において、米国電気通信協会殿から、「米国では、高速大容量の光ファイバー網を構造分離・機能分離・オープン化する規制ではなく、規制を軽微に留めて設備ベースの競争を促す方針が一貫して採られています。」
「このように、日本においては、さらなる規制負担によって高度通信網への設備ベースの投資を阻害するのではなく、現存するオープン化規制などの障壁を取り除くことを検討する必要があると考えられます。米国には、高度通信網のオープン化規制が存在しません。」
といった意見もあげられています。

<p>・ なお、收容ルータ等における加入者単位での接続機能のアンバンドルについては、その実現にあたって、NGNにパケット振分機能を追加する等、多額の費用をかけて特注のルータや装置等を開発・導入する必要があると想定され、NGNの特徴である高品質で低廉なサービスの提供に支障をきたす虞があることから、当社としてこれを実施する考えはありません。</p> <p>(NTT 西日本)</p> <p>■ PSTNとメタル回線による電話サービス中心の時代と異なり、現在は、次のように既に競争条件・競争環境が整っており、競争事業者自らの創意工夫や事業戦略により、IP網やアクセス回線等を様々な形で組合せて、様々なサービスを提供できる状況にあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ IP網について、独自に構築し、もしくはNTT東西から借りて、サービスを提供することが可能 ・ アクセス回線について、独自に構築し、もしくはNTT東西から借りて、サービスを提供することが可能 ・ ISP機能について、独自に、もしくはISP事業者と提携して、サービスを提供することが可能 <p>このような状況下において、NGNに係る收容ルータ等における加入者単位での接続といった、アクセス回線がNTT東西のメタル回線しか存在せず、また電話サービス中心であった時代の施策を検討する必要性は極めて低いと考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	
<p>意見10 ひかり電話に係る接続料については逆ざや問題が発生し、更にその影響額は年々拡大している状況にある。また、協議の相手方である非指定事業者の接続料の適正性の向上が期待される状況にない。以上から、総務省においては、速やかに固定電話事業者の接続料について透明性を確保し、適正性を検証する仕組みを設けるべき。</p>	<p>考え方10</p>
<p>■ 検証結果案における総務省殿の考え方では、当社のひかり電話網に係る機能を引き続きアンバンドルの対象とした上で、総務省において、接続料水準格差については関係事業者による今後の取組状況を注視するとされております。</p> <p>しかしながら、一部の固定電話事業者の設定する接続料がひかり電話接続料よりも高額となる逆ざや問題が発生し、更にその影響額は年々拡大している状況にあります。</p> <p>加えて、当社は、当該接続料の妥当性を判断すべく、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三求めておりますが、当該事業者からは全く応じていただけず、非指定事業者の接続料の適正性の向上が期待される状況にないことから、総務省殿においては速やかに固定電話事業者の接続料について透明性を確保し、適正性を検証する仕組みを設けていただきたいと思います。</p> <p>(NTT 東西)</p>	<p>■ 接続料は設備の使用料として相手方接続事業者に負担を求めるものであり、接続協定は事業者間で合意の上締結されるものであるところ、接続料算定の適正性・透明性は指定設備設置事業者であるか否かにかかわらず確保されるべきものであることから、接続料算定に係る協議においては、移動通信事業者・固定通信事業者を問わず、経営上の秘密にも配慮しつつ、双方において必要な情報提供を行うことが望ましい。</p> <p>以上を踏まえ、総務省においては、関係事業者による今後の取組状況を注視することとする。</p>
<p>意見11 加入光ファイバにおける分岐単位の接続料設定及び NTT 東西を含む OSU 共用は、1 加</p>	<p>考え方11</p>

<p>入当たりの提供コストの低減化等に寄与するものであることから、「光の道」推進のためにも、早期実現に向けた検討を行い、結論を得るべき。</p>	
<p>■ 平成 23 年 3 月 29 日に公表された、「平成 23 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定」（以下、「光ファイバ接続料の改定」という。）についての情報通信行政・郵政行政審議会からの答申では、「分岐単位接続料の設定の適否については、今回なされた議論を十分に踏まえつつ、更なる多角的な調査・審議を継続し、平成 24 年度の加入光ファイバ接続料に係る乖離額の補正申請に向けて一定の結論を得るべく引き続き検討を行う」と結論が先送りにされています。</p> <p>光ファイバ接続料の改定に係る弊社共意見書(平成 23 年 2 月 17 日)及び再意見書(平成 23 年 3 月 4 日)※1でも述べたとおり、1 分岐単位の接続料設定及び NTT 東西殿を含む OSU 共用は設備利用の効率化による 1 加入当たりの提供コストの低減化、ひいては新規参入事業者によるサービスの高度化、多様化等サービス競争の進展に寄与するものであることから、「光の道」推進のためにも、早期実現に向けた検討を行い、結論を得るべきと考えます。</p> <p>※1 光ファイバ接続料の改定に係る弊社共意見書 http://www.soumu.go.jp/main_content/000103129.pdf 光ファイバ接続料の改定に係る弊社共再意見書 http://www.soumu.go.jp/main_content/000106261.pdf (ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 加入光ファイバにおける分岐単位接続料の設定の適否については、情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成 23 年 3 月 29 日)において、「平成 24 年度の加入光ファイバ接続料に係る乖離額の補正申請に向けて一定の結論を得るべく引き続き検討を行うものとする」とされている。</p>
<p>意見12 継続審議されることとなった分岐単位接続料の設定については、より多くの事業者の提案を取り入れた多角的な議論を行う必要がある。当社提案のファイバーシェアリングは、FTTH での新たな競争環境に有効であると共に、FTTH の利活用を進め利用者選択による需要増を促進させるものとする。</p>	<p>考え方12</p>
<p>■ 2011 年 3 月 29 日に示された情報通信行政・郵政行政審議会における答申にて、分岐単位接続料の設定については継続審議されることとなりましたが、今後の具体的な実現方法の検討においては、「NGN のオープン化検討」や「ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会」とも連携の上現状の NTT 東西殿のネットワーク構成及び設備構成を踏まえつつ、より多くの事業者の提案を取り入れた多角的な議論を行う必要があると考えます。</p> <p>なお、当社では、「光の道」構想にて示されている FTTH の普及促進を実現するためには、FTTH においてもメタル回線におけるラインシェアリングと同等の接続形態(以下、ファイバーシェアリング)をルール化し、サービス毎に事業者を選択可能とするサービス競争を推進させる接続形態の構築が必要と考えます。</p> <p>このファイバーシェアリングは、FTTH での新たな競争環境に有効であると共に、FTTH の利活用を進め利用者選択による需要増を促進させるものと考えます。 (イー・アクセス)</p>	<p>■ 考え方11に同じ</p>

<p>意見13 加入光ファイバにおける OSU 共用や1分岐単位の接続料設定は、競争事業者間の公平性を確保することができないことなどから、実施すべきではない。</p>	<p>考え方13</p>
<p>■ NTT東西の接続料については、設備競争のなかったメタルでは、接続事業者とNTT東西だけの問題でしたが、光ファイバ等、設備競争が進展している現在では、接続事業者とNTT東西の問題に止まらず、弊社のような自ら光ファイバを敷設し、光サービス等を提供する事業者（以下、光インフラ事業者）やCATV事業者の競争環境に、多大な影響を与えるものであることから、競争事業者間の公平性担保に十分配慮頂くことが必要であります。</p> <p>特に、1分岐単位での接続料設定は、光アクセス網の進化を止めることになるうえ、光インフラ事業者に比して設備投資リスクを負わない接続事業者だけを一方的に有利にするものであり、不公平な競争環境を生むため、今後とも実施すべきではありません。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p> <p>■ 2011年3月29日の加入者光ファイバ接続料認可申請答申において、OSU共用や1分岐単位の接続料設定については継続して検討することが適当とされておりますが、2011年2月22日の電気通信事業部会・接続委員会合同ヒアリング等でもご説明させていただいているとおり、以下の観点から、OSU共用・1分岐単位の接続料設定を実施すべきではないと考えます。</p> <p>OSUの共用は、サービス提供事業者に均一のサービスの提供を義務付けることになり、サービス進化、発展を妨げ、サービス競争を阻害することになるとともに、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 膨大な開発費用を要し、サービスの料金が高くなること ・ 共用する事業者間でサービスポリシーの刷り合わせが困難であること ・ 新サービスの提供等において機動的なサービス提供等に障害がでること ・ 故障発生時の事業者間切分けで復旧時間を要する等サービスレベルが低下すること <p>といった問題があると考えており、当社として共用する考えはありません。</p> <p>1ユーザ単位(1分岐単位)の接続料設定については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備構築事業者にとってコスト回収漏れが生じること ・ 自ら設備を構築してサービスを提供する事業者と当社から設備を借りてサービスを提供する事業者との間で同等性を確保できないこと <p>から、実施すべきではないと考えます。</p> <p>(NTT 東西)</p>	<p>■ 考え方11に同じ</p>

(2) 第二種指定電気通信設備に関する検証

ア) 指定要件に関する検証

<p>意見14 全ての携帯電話事業者を第二種指定電気通信設備制度の対象とする等、第二種指定電気通信設備制度の対象を見直す等の具体的措置により、その接続料の透明性を確保し、適正性を検証できる仕組みを早急に作る必要があると考える。</p>	<p>考え方14</p>																				
<p>■ 検証結果案における総務省殿の考え方では、二種指定制度の規制根拠については、指定電気通信設備制度の包括的な見直しが必要となった場合に、当該見直しの中で改めて検証を行うことが適当とした上で、二種指定事業者以外の携帯電話事業者についても、検証可能性に留意した上で二種指定ガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当とされております。</p> <p>しかしながら、以下の観点から、全ての携帯電話事業者を第二種指定電気通信設備制度の対象とする等により、その接続料の透明性を確保し、適正性を検証できる仕組みを早急に作る必要があると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話事業者は、国から有限希少な電波の割当を受けた事業者であり、その顧客規模は約1.2億契約にのぼる大規模な市場となっております。 ・ その中で、ソフトバンクモバイル殿は、2010年12月末時点で2,400万を超える契約数を有しており、お互いに接続料を支払い合う関係にある固定通信事業者としても、その影響力は非常に大きいにも関わらず、携帯電話市場におけるシェアが25%に満たないとして第二種指定電気通信設備規制の対象外とされています。 ・ 2010年3月に「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が制定されましたが、非指定事業者については、その接続料算定をガイドラインに沿うことを義務付けられず、各事業者の自主的な取組みに委ねることとされた結果、約2,400万もの契約数を抱え社会的影響力の大きいソフトバンクモバイル殿の設定する接続料は、2010年度適用分について一定の低減がなされたものの、依然として他の携帯電話事業者の設定する接続料との料金格差は拡大(2009年度:NTTドコモ殿の1.3倍→2010年度:NTTドコモ殿の1.5倍)しており、当社としては、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三にわたって求めておりますが、全く応じていただけない状況にあります。 ・ このように、事業者間協議や「自主的な取組みに委ねる」とされているガイドラインのみでは、今後も状況の改善が期待できない現状を鑑み、ソフトバンクモバイル殿の設定する接続料の透明性を確保し、適正性を検証できる仕組みを作っていただきたいと考えます。 <p>(参考) 携帯電話事業者3社の接続料比較</p> <table border="1" data-bbox="322 1177 1176 1402"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業者</th> <th>2009年度</th> <th>2010年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">会社内・地域内 (3分換算)</td> <td>NTTドコモ</td> <td>24.30円</td> <td>15.66円</td> </tr> <tr> <td>au</td> <td>25.74円</td> <td>18.72円</td> </tr> <tr> <td>ソフトバンクモバイル</td> <td>30.60円</td> <td>22.86円</td> </tr> <tr> <td>対NTTドコモ</td> <td>126%</td> <td>146%</td> </tr> <tr> <td>対au</td> <td>119%</td> <td>122%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	事業者	2009年度	2010年度	会社内・地域内 (3分換算)	NTTドコモ	24.30円	15.66円	au	25.74円	18.72円	ソフトバンクモバイル	30.60円	22.86円	対NTTドコモ	126%	146%	対au	119%	122%	<p>■ 情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(平成21年10月16日。以下「接続ルール答申」という。)で示されたとおり、二種指定制度の規制根拠については、現時点で考え方を変更することは適当でなく、二種指定設備に指定する端末シェアの閾値(25%)については、他に採用すべき合理的な割合も存在しないことから、現時点でこの考え方を変更する積極的理由は認められないが、二種指定制度の見直しについては、指定電気通信設備制度の包括的な見直しが必要となった場合に、当該見直しの中で行うことが適当である。</p> <p>■ 二種指定事業者と非二種指定事業者の接続料水準差については、接続ルール答申を受けて、平成22年3月に二種指定事業者を対象とした接続料算定ルール(第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン。以下「二種指定ガイドライン」という。)が策定されたところであり、当該ガイドラインの策定を踏まえた非二種指定事業者の積極的な対応により、接続料算定の適正性の向上が期待されることである。</p> <p>■ 接続料は設備の使用料として相手方接続事業者に負担を求めるものであり、接続協定は事業者間で合意の上締結されるものであるところ、接続料算定の適正性・透明性は指定設備設置事業者であるか否かにかかわらず確保されるべきものであることから、接続料算定に係る協議においては、移動通信事業者・固定通信事業者を問わず、経営上の秘密にも配慮しつつ、双方において必要な情報提供を行うことが望ましい。</p>
区分	事業者	2009年度	2010年度																		
会社内・地域内 (3分換算)	NTTドコモ	24.30円	15.66円																		
	au	25.74円	18.72円																		
	ソフトバンクモバイル	30.60円	22.86円																		
	対NTTドコモ	126%	146%																		
	対au	119%	122%																		

(NTT東日本)

■ 検証結果案における総務省殿の考え方では、二種指定制度の規制根拠については、指定電気通信設備制度の包括的な見直しが必要となった場合に、当該見直しの中で改めて検証を行うことが適当とした上で、二種指定事業者以外の携帯電話事業者についても、検証可能性に留意した上で二種指定ガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当とされております。

しかしながら、以下の観点から、第二種指定電気通信設備制度の対象を見直す等の具体的措置により、その接続料の透明性を確保し、適正性を検証できる仕組みを早急に作る必要があると考えます。

- ・ 携帯電話事業者は、国から有限希少な電波の割当を受けた事業者であり、その顧客規模は約1.2億契約にのぼる大規模な市場となっております。
- ・ その中で、ソフトバンクモバイル殿は、2010年12月末時点で2,400万を超える契約数を有しており、お互いに接続料を支払い合う関係にある固定通信事業者としても、その影響力は非常に大きいにも関わらず、携帯電話市場におけるシェアが25%に満たないとして第二種指定電気通信設備規制の対象外とされています。
- ・ 2010年3月に「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」が制定されましたが、非指定事業者については、その接続料算定をガイドラインに沿うことを義務付けられず、各事業者の自主的な取組みに委ねることとされた結果、約2,400万もの契約数を抱え社会的影響力の大きいソフトバンクモバイル殿の設定する接続料は、2010年度適用分について一定の低減がなされたものの、依然として他の携帯電話事業者の設定する接続料との料金格差は拡大(2009年度:NTTドコモ殿の1.3倍→2010年度:NTTドコモ殿の1.5倍)しており、当社としては、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三にわたって求めておりますが、全く応じていただけない状況にあります。
- ・ このように、事業者間協議や「自主的な取組みに委ねる」とされているガイドラインのみでは、今後も状況の改善が期待できない現状を鑑み、ソフトバンクモバイル殿の設定する接続料の透明性を確保し、適正性を検証できる仕組みを作っていただきたいと考えます。

(参考) 携帯電話事業者3社の接続料比較

区分	事業者	2009年度	2010年度
会社内・ 地域内 (3分換算)	NTTドコモ	24.30円	15.66円
	au	25.74円	18.72円
	ソフトバンクモバイル	30.60円	22.86円
	対NTTドコモ	126%	146%
	対au	119%	122%

(NTT西日本)

<p>意見15 25%という閾値を以って第二種指定電気通信設備制度を運用することは適切ではない。指定要件を見直さずに現行の制度を運用するのであれば、MNO間の公平性が担保されているかについて引き続き留意していくことが重要。</p>	<p>考え方15</p>
<p>■ 現在の日本のモバイル市場においては、25%程度のシェアしか持たない事業者については、市場支配力を持つとは言えないことから、25%という閾値を以って第二種指定電気通信設備制度を運用することは適切ではありません。</p> <p>指定要件を見直さずに現行の制度を運用するのであれば、MNO間の公平性が担保されているかについて引き続き留意していくことが重要です。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 二種指定設備に指定する端末シェアの閾値(25%)に係る意見については、考え方14に同じ。</p> <p>■ 二種指定ガイドラインで示したとおり、二種指定事業者以外の携帯電話事業者についても、検証可能性に留意した上で、接続料の算定方法、アンバンドル等に係る考え方を示した同ガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当である。</p>
<p>意見16 今後、第二種指定電気通信設備制度の在り方を時代に即したより適切なルールに見直していくことも必要。具体的には、市場シェア 40～50%を超える第二種指定事業者に対する規制強化等を検討することが適当。</p>	<p>考え方16</p>
<p>■ 固定通信市場と比較して、移動体通信市場は相対的に競争が進展していると考えられるものの、50%近くの市場シェアを有するドミナント事業者の市場支配力は依然として強大であり、結果として市場シェアが膠着的であるといった一面も存在しています。</p> <p>過去の競争政策を振り返れば、非対称規制を無効化するようなガイドライン等による全携帯事業者への同ルール適用や第二種指定電気通信設備を設置する事業者(以下、「第二種指定事業者」という。)による接続料原価への多額の営業費算入に対する黙認状態の継続等が、競争環境を歪める一因となった点は否定できません。</p> <p>現在、移動体通信市場においては、ワイヤレスブロードバンドの展開の加速化や固定通信サービスとの連携の深化等、市場環境が大きく変化している状況下であることを踏まえれば、今後、第二種指定電気通信設備制度の在り方を時代に即したより適切なルールに見直していくことも必要であると考えます。一例として、端末シェアが 25%以上の事業者に対して一律の規制を行うのではなく、EU における市場支配力の存在等に係る議論を参考にし、市場シェア 40～50%を超える第二種指定事業者に対する規制強化等を検討することが適当と考えます。</p> <p>具体的には、NTT東西殿に対し、現行の行為規制を委託先子会社等にも遵守させるための監督義務が課されようとしている点を踏まえ、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ殿(以下、「NTTドコモ殿」という。)に対しても、同種の委託先子会社や関連会社、代理店等に対する監督義務を課す等の追加的措置を講じるべきです。</p> <p>また、後述の E メール転送機能、ローミング等に係る機能の開放を NTTドコモ殿に義務付けること等も検討すべきです。</p>	<p>■ 二種指定制度の見直しに係る意見については、考え方14に同じ。</p>

(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)	
意見17 二種指定制度の対象閾値や規制レベルの見直しを適宜行うことが必要。	考え方17
<p>■ 二種指定制度については、競争促進施策の観点から、市場支配力を有する事業者を第二種指定電気通信事業者とし、より公正な競争が促進されるよう制定された制度ですが、現行の指定電気通信設備では競争の促進には有効に機能していないと考えられるため(接続料算定においてはガイドライン化等により成果が図られていることは理解)、二種指定制度の対象閾値や規制レベルの見直しを適宜行うことが必要と考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p>	<p>■ 二種指定制度の見直しに係る意見については、考え方14に同じ。</p>

イ) 指定の対象に関する検証

意見18 事業者間協議を実施している最中に「注視すべき機能」に位置づけることは極力控えるべき。	考え方18
<p>■ 競争セーフガード制度に基づく検証結果(2010年度)(案)において、パケット着信機能、IMEI 通知機能が「必要性・重要性の高いサービスに係る機能である」とされた点については、当社としても異論があるものではありません。</p> <p>一方で、当社は、パケット着信機能、IMEI 通知機能については、接続事業者からの要望を受け、接続約款に則り、現時点においてもまさに適切に協議を行っているところであり、このような状況下で「注視すべき機能」と位置づけられた場合、事業者間協議における自由な合意形成に支障が生じる可能性があることから、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」にある通り、「事業者間の協議による合意形成を尊重し、その促進を図る」観点からは、少なくとも協議を意図的に遅延させるなどの事態がない限り、協議を実施している最中に「注視すべき機能」に位置づけることは極力控えるべきと考えます。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	<p>■ 検証結果で示したとおり、パケット着信機能及び端末情報提供機能については、必要性・重要性の高いサービスに係る機能であると考えられる。</p> <p>■ 二種指定ガイドラインにおけるアンバンドルの仕組みは、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図るものであり、この観点から、「アンバンドルすることが望ましい機能」の判断基準を満たすと考えられる機能であっても、まずは「注視すべき機能」に位置付け、一定期間、事業者間協議の状況を注視することとしたものである。</p>
意見19 接続事業者が要望する機能の提供形態を実現するための新たな開発に係る費用については、その全額を接続事業者が負担すべきものであることを明確にすべき。	考え方19
<p>■ なお、「競争セーフガード制度の運用に関する再意見の募集(2010年度)」における当社の再意見でも申し述べたように、そもそもアンバンドルとは、網の基本機能として接続料で回収しているものを個別に切り出して提供するものであり、例えば、レイヤ2接続におけるパケット着信機能、IMEI 通知機能のように、当社の網の基本機能として備わっていない機能の提供は、アンバンドルではなく、新たな開発要望と位置付けられるべきものと理解しております</p> <p>「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」においては、「接続に必要なシステム開発等の費用については、接続要望に伴う追加コストである場合には、原則として、接続事業者</p>	<p>■ 二種指定ガイドラインで示したとおり、接続に必要なシステム開発等の費用については、接続要望に伴う追加コストである場合には、原則として、接続事業者において、事業者間で個別に協議することが適当である。</p>

<p>において応分負担すべき」とありますが、上記のような接続事業者が要望する機能の提供形態を実現するための新たな開発に係る費用については、その全額を接続事業者が負担すべきものであることを明確にしていきたい。</p> <p>(NTTドコモ)</p>	
<p>意見20 「パケット着信機能」及び「IMEI通知機能(端末情報提供機能)」を「注視すべき機能」ひいては「アンバンドルすべき機能」に位置づけることは、二種指定事業者に対する過剰な規制となるため不適當である。</p>	<p>考え方20</p>
<p>■ 移動体事業者網との接続条件等については、事業者間の合意形成を尊重する必要があると考えます。</p> <p>「パケット着信機能」及び「IMEI通知機能(端末情報提供機能)」についても、移動体事業者は、接続事業者から事業者間協議において具体的な要望を受けた後、技術的・経済的な側面からその実現可能性、対応の可否等を検討することとなります。</p> <p>移動体事業者側に要求される条件や、その必要性等が不明確なまま、当該機能を「注視すべき機能」ひいては「アンバンドルすべき機能」に位置づけることは、二種指定事業者に対する過剰な規制となるため不適當であると考えます。</p> <p>(KDDI)</p>	<p>■ 考え方18に同じ。</p>
<p>意見21 Eメール転送機能について、事業者間の協議状況の評価を行った上で、行政の立場から、方式統一に向けた議論を推進すべき。また、ローミング等に係る機能について「アンバンドルすることが望ましい機能」若しくは「注視すべき機能」として位置づけることが必要。</p>	<p>考え方21</p>
<p>■ 現在、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」において「注視すべき機能」と位置づけられている携帯電話のEメール転送機能に関しては、公正競争環境の整備及び消費者利便向上の観点から、より効果的なサービスの実現が求められます。従って、総務省殿においては事業者間の協議状況の評価を行った上で、行政の立場から、方式統一に向けた議論を推進して頂くことを要望します。</p> <p>また、災害対応等の観点から、ネットワークシェアリング等設備共用による通信の確保についてより一層重要性を増しているところですが、競争促進の側面においても、保有周波数帯や元国営企業という経歴等により、ドミナント事業者がエリア展開上、優位性を有していると考えられることを踏まえ、ルール整備を図るべきです。具体的には、ローミング等に係る機能について「アンバンドルすることが望ましい機能」若しくは「注視すべき機能」として位置づけることが必要と考えます。</p> <p>(ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 携帯電話のEメール転送サービスについては、全携帯電話事業者で同様の方式により提供されるようにすることが望ましいが、その実現のために一層長期の協議等を要するのであれば、各事業者で実現可能な方式により早期に提供されるようになることが望ましい。</p> <p>■ MNO間のローミングについては、接続ルール答申において「あくまでもMNOは自らネットワークを構築して事業展開を図ることを原則とする以上は、両当事者が合意していない場合にまで、積極的にその促進を図るべきものとする」としていることを踏まえれば、二種指定ガイドラインにおいて「アンバンドルすることが望ましい機能」等に位</p>

	置付けることは適当でないが、御指摘のネットワークシェアリングについては、課題解決に向けて更なる取組を検討することが適当である。
--	---

(3) 指定電気通信設備制度に係る禁止行為規制等の検証

ア) NTT東西に所要の措置を要請する事項

意見22 役員の兼任報告だけでは本来の目的を達成できない。今国会に提出中の電気通信事業法等改正案の内容に加えて、各種規制の見直しを行うことで公正競争要件に係る法制度を整備すべき。	考え方22
<p>■ 本検証結果案において要請事項とされている NTT 東西殿と県域等子会社の役員兼任報告は、実態として例年 NTT 東西殿の報告を総務省殿が追認するのみとなっており、子会社への業務委託等を通じた禁止行為規制の潜脱を防止するという本来の目的を一切果たしていないものと考えます。</p> <p>一方、昨年「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」(以下、「タスクフォース」という。)の結論として、NTT東西殿に対し、現行の行為規制を委託先子会社等にも遵守させるために監督義務を課した点は一定の前進として評価されるべきものです。ただし、その実効性を確保するためには、NTT 東西殿に対し、以下に挙げるような情報等に関して、総務省殿への報告と公開を省令等で義務付けることが最低限、必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NTT 東西殿と委託先子会社間の人事情報(異動・兼務の実態等) ・NTT 東西殿と委託先子会社間の契約内容 ・提供される接続情報等の種別 ・禁止行為規制を遵守させるための具体的措置内容 <p>なお、監督義務の対象を NTT 東西殿の持ち株比率が 50%超の子会社に限定することについては、50%以下の関連会社や日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 持株殿」という。)の子会社等が依然として潜脱行為に利用される懸念が払拭されないことを踏まえ、より厳格なルールを追加適用すべきと考えます。具体的には、本来の禁止行為の趣旨を踏まえ、原則として、接続情報を取り扱う全ての関連会社を監督義務の対象とすべきと考えます。また、NTT 東西殿の業務委託先である NTT グループ会社のうち、NTT 東西殿のサービスを含む複数のグループ会社のサービスを取り扱う関連会社についても、排他的共同営業行為を行う蓋然性が極めて高いことから同様に NTT 東西殿の監督義務の対象とすべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 「光の道」構想においては、ボトルネック設備利用の同等性を図る観点から、NTT 東西の機能分離</p>	<p>■ NTT東西が行う業務委託等における禁止行為規制の在り方については、今国会に提出している改正法案において、禁止行為規制の実効性を確保する観点から、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、その業務を子会社等に委託する場合に適切な監督を義務付けるとともに、当該子会社等において反競争的行為が行われた場合にこれを速やかに是正、除去しうよう所定の規定を整備している。</p> <p>■ 禁止行為規制は市場支配的な電気通信事業者に対し、その市場支配力が濫用された場合、電気通信事業者間の公正な競争及び電気通信の健全な発展に及ぼす弊害が著しく大きく看過しえないものとなることから、これを厳格に禁止する観点から規定されたものであり、全ての電気通信事業者を対象とする業務改善命令制度に比べ、その対象は限定されている。</p> <p>■ 今般の改正法案についても、その対象は、禁止行為規制の実効性を確保しつつ、私企業に対する規制を必要かつ最低限度のものとする観点から検討することが適当であり、当該規制の趣旨及び制定後に生じた環境の変化、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から受託した業務に関して当該事業者を利するような</p>

の実現及び子会社等との一体経営への対応について電気通信事業法の一部改正案(※)が国会に提出されているところです。

(※)電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案要綱(2011年3月日)

第一電気通信事業法の一部改正関係(第一条関係)

一 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、電気通信業務又はこれに付随する業務を子会社に委託する場合、当該委託に係る業務に関し反競争的行為が行われないう、当該業務の委託を受けた子会社に対し必要かつ適切な監督を行わなければならないこととする。

二 総務大臣は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者から電気通信業務又はこれに付随する業務の委託を受けた子会社が反競争的行為を行っているとき、当該電気通信事業者に対し、当該委託を受けた子会社による反競争的行為を停止又は変更させるために必要な措置をとるべきことを命ずることができることとする。

三 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため、当該第一種指定電気通信設備の設置、管理及び運営等を行う専任の部門を置く等当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報を
～略～

本法案は、接続情報の目的外利用等の反競争的行為を抑制する観点から NTT 東西殿本体による県域等子会社の適切な監督、及び NTT 東西殿における設備部門と営業部門の隔離等の義務付けとなっており、これら NTT 東西殿に要請される措置については NTT 東西殿主体で実施されるものとなりますが、ファイアーウォールの実効性を確保し、未然に問題事象が発生することを防止するためには、ICT タスクフォースにおいても議論されてきた第三者機関による監査スキームを導入すべきと考えます。

なお、接続情報の目的外利用の予防措置のみに留まらず、現在の市場環境及び NTT グループの市場実態を見据えた上で、禁止行為規制や特定関係事業者制度の見直しを図ることや、競争セーフガード制度を公正競争要件見直し検討への道筋がより明確になるような実効性の高いスキームへ再構築すること等、公正競争要件に係る法制度の抜本的な見直し等も並行して実施すべきと考えます。

(イー・アクセス)

反競争的行為を行う蓋然性、さらには実際に発生した反競争的行為の事例に鑑み、当該事業者の子会社等とすることが適当であると判断したものの。

■ 改正法案で定める業務委託先子会社等に対する監督の規定及び機能分離の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況について毎年総務大臣へ報告を求めることでNTT東西の取組の妥当性を継続的に把握していくこととする。また、「光の道」構想に関する基本方針等に基づき行った競争ルールに関する措置については、今後の環境変化に適切に対応するよう、競争セーフガード制度や競争評価制度の運用等を通じて、毎年度の継続的なチェックを行うとともに、制度整備の実施後3年を目処に、その有効性・適正性について包括的な検証を行うこととする。

■ これまでの競争セーフガード制度の運用においても、NTT 東西と県域等子会社との間の役員兼任の実態については報告を要請する等の対応を行ってきたところであるが、NTT 西日本及び株式会社 NTT 西日本-兵庫における他事業者情報の不適切な取扱いの事案の発生等を踏まえ、役員兼任の状況については引き続き注視していくことが必要であるため、NTT 東西に対し、当該実態の本年度の状況について報告を求めることとする。

<p>■ 子会社等との一体的経営への対応を含む電気通信事業法の改正案が今国会に提出されたことについては、高く評価しており、早期成立を望んでおります。</p> <p>総務省においては、法改正までの間、また法改正後も、引き続きNTT東西による子会社等の管理監督状況を監視頂くよう要望いたします。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	
<p>意見23 県域等子会社への業務委託は経営効率化の観点から行っており、公正競争条件の遵守に必要な措置は既に講じていることから、役員兼任状況の報告は必要ない。</p>	<p>考え方23</p>
<p>■ 県域等子会社への業務の委託は、経営の効率化を図る観点から行っているものであり、こうした経営努力の成果は、お客様サービスの向上、更にはユーザ料金や接続料金の低廉化にも反映されています。</p> <p>○ 会社の形態等に関わらず、当社の業務を委託する際には、従来より当社からの委託業務で知り得た情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定することに加え、当社及び県域等子会社の社員向けに公正競争要件の遵守に関するマニュアルを整備するとともに、研修会やeラーニング研修等を実施する等、適切な措置を講じております。</p> <p>○ また、実施計画(2010年3月)を策定し、一層の公正競争の遵守・徹底に向けて、営業部門における他事業者情報の閲覧を原則不可とするシステム改修や、他事業者情報を取り扱う受注等処理業務の営業部門からの分離及び設備部門への移管など、他事業者情報の不適切な取扱いが生じる余地を一切残さない厳格な仕組みを構築しており、現在、この実施計画に沿ってセキュリティ強化の取り組みを着実に実行していることから、公正競争上の問題はないと考えております。</p> <p>○ したがって、役員兼任について、引き続き報告を求める必要性は乏しいと考えます。</p> <p>(NTT東日本)</p> <p>■ 当社の県域等子会社への業務委託は、経営効率化の観点から実施しており、こうした効率化の努力は、お客様サービスの向上や料金の低廉化を通じ、お客様利便の向上に資するものであると考えております。</p> <p>○ 県域等子会社の当社からの委託業務を実施する組織に対しては、禁止行為規制の遵守等公正競争の確保に関する研修の実施、パンフレットの作成、配布等を通じ規範意識強化を図っております。また、顧客情報及び他事業者情報の適正な取扱いについても、業務委託契約に規定する等の措置を講じてきたところであります。</p> <p>○ ならびに、他事業者情報の適正な取扱いに向け、業務改善計画(平成22年2月26日)に基づき、他事業者情報の適切な取扱いの徹底に向けた厳格な仕組みを構築しており、公正競争上の問題はないと考えます。</p>	<p>■ NTT 東西から県域等子会社への業務委託は NTT 東西の経営の効率化の観点から行われていることから、委託行為自体を制限するような措置をとることは望ましくない。しかし、ボトルネック性を有する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が自らと利益を一にする子会社等にその業務を委託した場合において、当該子会社等が委託を受けた業務に関し反競争的な行為を行うことは、禁止行為規制の事実上の潜脱として電気通信事業の公正な競争の促進や利用者利便の確保等に与える弊害が極めて大きい。</p> <p>■ 禁止行為規制導入以降、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者による業務委託が拡大するという環境変化のもと、平成 21 年にはNTT西日本から業務の委託を受けた県域等子会社による接続情報の目的外利用がなされたこと等を鑑み、業務委託体制の在り方について注視し、必要な対策を講じる必要性が高まっており、今般の改正法案においても、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者における子会社等に対する監督の規定を導入することとしている。よって、上記背景を踏まえ、現在の上記事業者による自主的取組状況の把握にとどまらず、引き続き、役員の兼任状態を確認することが必要である。</p>

○ したがって、役員兼任の実態について、引き続き報告を求める必要性は乏しいと考えます。 (NTT西日本)	
---	--

イ) 引き続き注視する事項

意見24 NTT東西におけるファイアウォールの遵守が徹底されていない事例がみられることから、総務省による踏み込んだ規制、能動的な検査や、第三者機関による監査等の仕組みが必要である。	考え方24
<p>■ NTT 東西殿は、総務省殿による昨年度の業務改善命令等を受け、業務改善計画等を作成、公表しています。しかしながら、依然として NTT 東西殿の利用部門・管理部門間における接続情報等の管理・取扱いに関して、業務改善命令等に反し、ファイアウォールの徹底が遵守されていないと疑われる事案があります。具体的には、後述する116 窓口による DSL 事業者情報の閲覧や利用部門における番号ポータビリティ中の接続事業者のルーティング番号の把握等を推測させる事案の存在等が散見されています。</p> <p>また、弊社共接続事業者は、昨年度に発生した西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 西日本殿」という。)及びその県域子会社による接続情報の目的外利用の事案(以下、「接続情報の目的外利用事案」という。)についての説明が、NTT 西日本殿より十分なされていない(目的外利用が発生したプロセスの詳細説明がないこと、昨年 8 月に完了した外部機関による検証結果が公表されないこと等)ことから、上記のような疑念を払拭できない状況にあります。</p> <p>総務省殿は、業務改善命令等が出される以前においても、NTT 東西殿によるファイアウォールを徹底している旨の報告を鵜呑みにし、必要十分な能動的検証を省略してきました。このような対応が、接続情報の目的外利用事案の発覚を遅らせる一因となったことは明らかであり、今回も NTT 東西殿の報告内容を基に“注視”で良しとする検証結果を導出するとすれば、同様の問題を見逃すリスクを繰り返し生じさせることになりかねません。</p> <p>調査権限を有する総務省殿による能動的な検査の必要性については前述したとおりですが、特に本件は既に業務改善命令等が出されている事案であることを重く受け止め、競争事業者等からの申告を基に、徹底的な調査を断行すると共に、調査結果の開示等プロセスの透明化にも努めるべきと考えます。</p> <p>なお、上記のような接続情報の不適切な取り扱いを抜本的に解消するためには、自社優遇インセンティブを排除し得る構造・資本分離を行うことが最善ですが、機能分離で解決を目指すのであれば、構造・資本分離と同等の効果を担保することが最低限必要であり、具体的には、利用部門からの接続情報の閲覧並びに取り出し(管理部門との授受含む)の規制を強化すべきと考えます。また、透明性のある第三者機関等による監視の徹底を行い、違反事例が再度確認された場合には構造・資本分離を行うことを法的に担保する等、当該規制の実効性を確保するための措置も当然ながら講じる</p>	<p>■ 第一種指定電気通信設備の接続の同等性を確保し公正な競争環境を保つため、これまでの接続ルール、禁止行為規制、会計整理等の制度が整備されてきたが、一昨年に発生した NTT 西日本及び県域等子会社による接続情報の目的外利用事案の発生等を踏まえ、さらに一層の環境整備を行う観点から、上記「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」において集中的な検討が行われた。当該検討において、第一種指定電気通信設備の接続業務を担当する部門と当該電気通信設備を利用して自社の電気通信サービスを提供する部門との分離を図ることが適当である一方、分離の手法としては、同等性確保の観点以外にも、今後の競争環境に与える影響、株主への影響、組織再編に要する時間やコスト等の観点から総合的に検討を行った結果、機能分離が最も適切であると判断したところであり、当該検討結果を踏まえた改正法案の提出に至っているところである。</p> <p>■ 機能分離においても、ファイアウォールを厳格に設けることにより両部門の分離が実質的に確保され、より一層の競争促進効果を生むことができる。当該措置の実効性を確保するとともに、措置状況について継続的な検証を行う観点から、改正法案において、毎年度、上記体制整備のために講じた措置及びその実施状況の報告を義務付けることにより、これらを担保していくこととしている。</p>

べきです。
(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)

■ NTT 東西殿は、業務改善命令等に基づく報告において、同計画等を遵守している旨報告しているところですが、弊社共調査の中で、依然として NTT 東西殿の 116 窓口にて顧客からの要望がないにも関わらずフレッツ光等の勧誘行為を行っている事案を確認しています。

本事案については、以前より、弊社共から具体的調査結果を示し問題点を指摘しているにも係らず、総務省殿は仔細な調査を実施することなく NTT 東西殿の主張を鵜呑みにし、注視扱いのままとしており、検証プロセスとして明らかに中立性を欠いたものであると考えます。

前述のとおり、このような不完全なプロセスが、接続情報の目的外利用事案の発覚を遅らせる一因となったことは明らかであり、前年度同様 NTT 東西殿の報告内容を基に“注視”で良しとする検証結果を安易に導出すべきではありません。本事案についても「イ 引き続き注視する事項(ア)」にて記載したとおり、競争事業者等からの申告を基に、徹底的な調査と調査結果の開示等プロセスの透明化を実施の上、利用部門からの接続情報の閲覧等の規制を厳格化すべきと考えます。

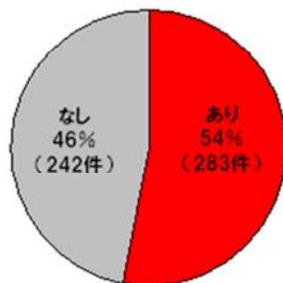
(弊社共実施のアンケート)

116 窓口における回線移設手続き時の利用 ADSL 事業者案内、フレッツ勧誘有無についての調査結果

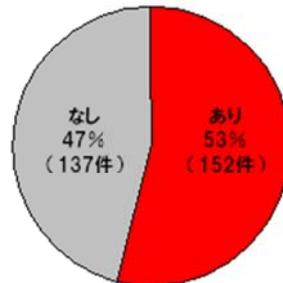
① 利用 ADSL 事業者の案内 (対象:全アンケート回答者対象)

Q :NTT116 番にて電話回線移設のお手続きをして頂いた際に、ADSL 事業者まで連絡するよ
うという案内が、NTT からありましたか？

前回調査(2010年6月)



今回調査(2011年3月)



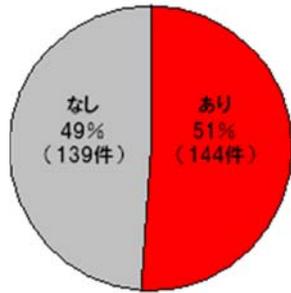
②具体的な利用 ADSL 事業者(Yahoo!BB)利用の案内 (対象:①で「利用 ADSL 事業者への連絡案内があった」と回答した方)

■ また、「光の道」構想に関する基本方針等に基づき行った競争ルールに関する措置については、今後の環境変化に適切に対応するよう、競争セーフガード制度や競争評価制度の運用等を通じて、毎年度の継続的なチェックを行うとともに、制度整備の実施後3年を目処に、その有効性・適正性について包括的な検証を行うこととする。

Q: その際に、「Yahoo! BB」という名前の案内が NTT116 番担当者の方からありましたか？

前回調査(2010年6月)

今回調査(2011年3月)

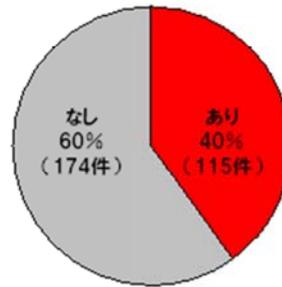
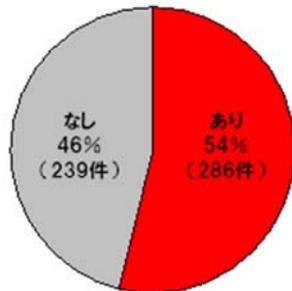


③フレッツ勧誘有無 (対象:全アンケート回答者対象)

Q: NTT が提供されているインターネットサービス(フレッツ)についての勧誘はありましたか？

前回調査(2010年6月)

今回調査(2011年3月)



調査期間: 2011年3月中旬～2011年3月下旬

調査方法: Yahoo!BB サポートセンターへ引越しのご連絡を頂いた際にヒアリングを実施

回答総数: 289 件

(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)

■ NTT 西日本殿の情報漏洩問題により明らかになった公正競争確保における課題は、1 つは NTT 東西殿におけるファイアーウォールの構築が不十分であった点、そしてもう 1 つは、NTT グループに係る累次の公正競争要件に係る法制度と NTT 東西殿と県域等子会社の業務実態に乖離があった点であると考えます。

前者については、「光の道」構想の基本方針を受けて現在国会に提出されている電気通信事業法の一部改正にある通り、NTT 東西殿において接続情報の目的外利用等反競争的行為を抑制する体制を義務付けることに加えて、客観的検証の観点から実効性を担保するために、第三者機関による監査を導入することは必須であると考えます。

後者については、NTT 東西殿の実質的な業務の実行部隊である県域等子会社を禁止行為規制及び特定関係事業者制度の対象に追加することで、接続情報の目的外利用等の反競争的行為の禁止をより厳格化する必要があると考えます。

なお、機能分離についてはボトルネック設備利用に関する NTT 東西殿と接続事業者の間の同等性確保についても、今後省令等において実現が図られるべきものと考えます。

(イー・アクセス)

■ 116 窓口における接続情報の目的外利用については、NTT 東西殿にて、業務改善計画及び実施計画にて 116 窓口における接続情報の閲覧規制を実施されたことは相応の評価は出来るものの、一方で現状これら取組みの実施状況及び効果を確認する方法としては、NTT 東西殿からの業務改善計画及び実施状況の定期報告のみに留まっているため、その実効性を確保する外部検証性の観点では不十分と考えます。

従って、NTT 東西殿におけるファイアーウォールの実効性を確保するためにも、ICT タスクフォースにおいても議論されてきた第三者機関による監査スキームを導入し、客観的検証性を高めるべきと考えます。

(イー・アクセス)

■ NTT西日本接続情報漏えい事案の再発防止のため、NTT東西の業務改善計画等の適正性・実効性について、総務省にて厳格に検証頂くよう、改めて要望いたします。

また、当該業務改善計画等の検証に加え、競争セーフガード制度の実効性を更に高める観点からも、外部による客観的な検証と適正性の担保が可能となるよう、より透明性の高い第三者による監視・検査等の仕組みを導入することも検討頂きたいと考えます。

(ケイ・オプティコム)

■ この3件は、NTT西日本接続情報漏えい事案と同じく、総務省が2007年度もしくは2008年度検証結果に基づき措置を講じるよう要請した事案と同様の事案であります。

NTT西日本接続情報漏えい事案の発生要因の一部が、総務省の措置要請に対するNTT東西の

<p>取組みの不十分さにあることを踏まえると、この3件についても、十分な措置がとられていない可能性が高く、今後公正な競争環境に極めて重大な影響を及ぼす問題が顕在化するおそれがあります。</p> <p>そのため、少なくとも、この3件については、再度「NTT東西に所要の措置を要請する事項」に区分のうえ、徹底した措置を講じるよう改めて指導することが不可欠であります。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	
<p>意見25 ドミナント事業者等による代理店を介しての規制の潜脱行為を防ぐため、ドミナント事業者等に対し代理店の監督義務を課すべきである。</p>	<p>考え方25</p>
<p>■ 本件について、総務省殿は、代理店及び家電量販店の経営判断による行為であり、排他的営業行為には当たらないと整理しています。しかしながら、市場支配力を有する事業者同士のサービスが代理店を介して組み合わせで提供される結果、競争原理が機能しなくなることは明らかなです。総務省殿がこのような行為を看過するのであれば、当該代理店等を介した潜脱行為が可能となり、禁止行為規制が本来の意味で機能し得なくなるものと考えます。</p> <p>ワイヤレスを含むブロードバンド化の進展が見込まれる中、これら市場支配的なグループの一体的な営業行為は公正競争へ多大な影響を及ぼすものであり、早急な是正が必要です。具体的には、NTT東西殿及びNTTドコモ殿に対し、自らに課されている行為規制の内容を代理店等にも遵守させるよう監督義務の範囲の拡大等をルール化すべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ この3件は、NTT西日本接続情報漏えい事案と同じく、総務省が2007年度もしくは2008年度検証結果に基づき措置を講じるよう要請した事案と同様の事案であります。</p> <p>NTT西日本接続情報漏えい事案の発生要因の一部が、総務省の措置要請に対するNTT東西の取組みの不十分さにあることを踏まえると、この3件についても、十分な措置がとられていない可能性が高く、今後公正な競争環境に極めて重大な影響を及ぼす問題が顕在化するおそれがあります。</p> <p>そのため、少なくとも、この3件については、再度「NTT東西に所要の措置を要請する事項」に区分のうえ、徹底した措置を講じるよう改めて指導することが不可欠であります。</p> <p>特に(ウ)については、「代理店を介せば何でもできる」となると、これまでの県域等子会社を通じた活動と同様に、規制の抜け道になります。</p> <p>そもそもNTT再編や指定電気通信設備制度の趣旨に鑑みれば、如何なる形態であっても、排他的な連携は許されるものではありません。</p> <p>そのため、まず、NTT東西・NTTドコモ・NTTコミュニケーションズにおいて、代理店が、他の2社の代理店を兼ねることのないよう、契約締結を控えるべきであります。</p>	<p>■ 禁止行為規制は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び営業収益において大きな市場占有率を占める第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、その市場支配力が濫用された場合、電気通信事業者間の公正な競争及び電気通信の健全な発達に及ぼす弊害が著しく大きく看過し得ないものことから、これを厳格に禁止する観点から規定したものである。よって、当該規制の対象は、全ての電気通信事業者を対象とする業務改善命令制度よりも限定されている。</p> <p>■ 当該規制の制定後、NTT東西が経営合理化の観点から県域等子会社を設立し、業務委託を拡大したため、委託を受けた子会社が反競争的行為を行うことで規制の趣旨を潜脱するとの懸念が生まれてきた。これを踏まえ、総務省では子会社等による反競争的行為の抑制に向けた行政指導等の取組を進めてきたが、平成21年には、NTT西日本から業務の委託を受けた県域等子会社による接続情報の目的外利用の事案が発生するに至ったこと等を踏まえ、今般の改正法案において、新たに第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者における子会社等に対する監督に係る規定を導入することとした。</p> <p>■ 当該監督規制は、禁止行為規制の潜脱を防ぎ、その実効性を担保するものであるものの、市場支配的な電気通</p>

<p>また、総務省においては、当該措置の義務化や、ドミナント事業者等に対する資本関係のない委託会社・代理店への管理監督義務の明確化を、早期に実施すべきと考えます。 (ケイ・オプティコム)</p>	<p>信事業者に対象を限定した当該規制の趣旨に照らせば、その対象を過度に拡大することは適切ではない。よって、当該規制制定時からの環境変化や、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者であるNTT東西から受託した業務に関し当該事業者を利するよう反競争的行為を行う蓋然性に鑑み、そのような行為が禁止行為規制の潜脱として電気通信市場の公平な競争と健全な発達に著しい弊害を与えることとなることから、当該子会社等に監督対象を限定したところである。</p> <p>■ 以上より、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者以外の電気通信事業者や、その販売代理店等について、ただちに規制の効果を及ぼすことは適当ではないが、禁止行為規制やNTT等に係る公正競争要件等の趣旨を踏まえ、引き続き状況を注視していくこととする。</p>
<p>意見26 NTTファイナンスによる「おまとめキャッシュバック」は、実質的に排他的営業行為である。NTT東西及びNTTドコモに対しては、排他的共同営業行為を行う蓋然性の高いグループ会社に対する監督義務を課すべき。</p>	<p>考え方26</p>
<p>■ おまとめキャッシュバック及びNTTグループの料金請求一本化は、実質的にNTTファイナンス殿を介した排他的な営業行為であり、電気通信事業法第30条第3項第2号、同第31条第2項第2号及び移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件等を実質的に潜脱する結果となるため認められるものではありません。</p> <p>この点、総務省殿は、おまとめキャッシュバックについては、NTTグループ外の会社も含まれているため、排他的ではないと判断していますが、当該事業者の取引総量においてNTTグループが占める割合を追加的基準とする等、実効性の観点から排他性を判断すべきです。</p> <p>また、NTT東西殿及びNTTドコモ殿に対しては、これら実質的に排他的共同営業行為を行う蓋然性の高いグループ会社に対する監督義務を課すべきです。 (ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 「おまとめキャッシュバック」は、自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供が禁止されているNTT東西又はNTTドコモにおいて実施されているものではなく、また、NTTグループ以外の事業者の電気通信サービスも組み合わせて提供されており、このような取扱いは現行の法制度上禁止されるものではなく、累次の公正有効競争条件を直ちに潜脱するとは言いえない。</p> <p>■ ただし、当該特典の提供方法の実態如何によっては、「自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供」等を禁止した電気通信事業法第30条第3項第2号や同法第31条第2項第2号、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」(2)及び「NTTの承継に関する基本</p>

	方針」(七)(八)を事実上潜脱するおそれがあるため、引き続き注視していく。
意見27 公正競争環境を確保するため、NTTドコモ、NTTデータ等の電気通信事業者や県域等子会社等の非電気通信事業者をNTT東西の特定関係事業者に追加すべきである。	考え方27
<p>■ 特定関係事業者制度は、NTT東西殿と密接な関係にある子会社、兄弟会社等との人事的交流等が公正競争上の弊害の構造的温床となりやすい等の背景より、当該弊害を抑止すべく設けられている制度であり、当該趣旨を踏まえれば市場環境の変化に応じて、都度対象が見直されて然るべきです。</p> <p>NTTグループによる各種共同営業事例やレイヤ間のサービス連携等、グループドミナンスが市場に与える影響について注目されてから既に数年が経過し、これら市場が成熟を見せている中、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社殿(以下、「NTTコミュニケーションズ殿」という。)のみを特定関係事業者として指定している現行制度は時代に即したルールとは言えないものと考えます。前述の通り、子会社規制に関して一部法改正等が見込まれているのと同様に、特定関係事業者制度についても、時機に応じた指定の見直しを行うことが必要です。具体的には、NTTグループ間の人的交流、排他的連携サービスといった競争上の問題を抑止する意味で、早急にNTTドコモ殿及び株式会社エヌ・ティ・ティ・データ殿等を特定関係事業者として追加指定すべきと考えます。(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ NTT西日本殿の情報漏洩問題やNTTグループの事業会社を跨ぐ共同マーケティングは競争セーフガード制度の意見書において各社から毎年指摘されているところであり、NTTグループの市場支配力の問題は、1999年のNTT再編成以降、競争環境における継続的な課題になっていると考えます。</p> <p>従って、事業領域を超えたNTTの総合的なグループドミナンスにより着目し、また現在のNTTグループの組織や業務実態に対応する、公正競争要件に関する整理と再構築を行う必要があり、具体的には共に指定電気通信設備を有するNTT東西殿とNTTドコモ殿の一体的な事業運営による市場支配力の行使を防止する観点から、例えば、NTTドコモ殿を禁止行為規制及び特定関係事業者制度の対象に追加することが適切であると考えます。(イー・アクセス)</p> <p>■ これまでの競争セーフガード制度に基づく検証において、NTTドコモ等に係る問題点や懸念が常々指摘されていることを踏まえると、既に電気通信事業法第30条第3項に係る禁止行為規制の適用だけでは十分でないと考えます。</p> <p>そのため、NTTコミュニケーションズに加え、他のNTTグループ会社も特定関係事業者として指定すべきであります。</p>	<p>■ 電気通信事業法第31条第1項及び第2項は、同法第30条第3項に係る禁止行為規制には該当しない行為であっても、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が特定関係事業者に比べて他の電気通信事業者に不利な取扱いをした場合に電気通信事業者間の公正な競争及び電気通信の健全な発達に及ぼす弊害が特に大きいことに鑑み、第一種指定電気通信設備を設置する事業者に対し、特定関係事業者との間においてさらに厳格なファイアウォールを設ける趣旨で規制を課すものである。</p> <p>■ したがって、同法第31条に基づき、特定関係事業者との関係において規制される行為は、同法第30条第3項各号に規定されている行為ではなく、後者については、仮に、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者とその子会社、親会社及び兄弟会社との間で不当な競争を引き起こす共同営業等が行われた場合、当該行為の態様等に照らし、同法第30条第4項に基づく是正措置によって速やかな対応を講じることとなる。</p> <p>■ 他方、同法第31条に基づく規制は、禁止行為規制のなかでも特に厳格な規制であることを踏まえ、特定関係事業者の指定範囲についても、同規制の適用状況等に照らし、真に必要な範囲とすることが適当であり、引き続き状況を注視していくこととする。</p>

(ケイ・オプティコム)	
意見28 NTTコミュニケーションズはNTT再編成時に取得した加入者情報を利用したアウトバンド営業を行っているので、総務省は調査を行うべきである。	考え方28
<p>■ NTT コミュニケーションズ殿が NTT 再編時に承継した加入電話情報をアウトバンド営業で使用する事は、電気通信事業法第 30 条第 3 項第 2 項及び「NTT の承継に関する基本方針」を潜脱するものであり、競争事業者よりも優位な条件で営業活動を行えることから、決して認められない行為です。</p> <p>しかしながら、弊社共の調査によれば、このような行為が疑われる事例を従前より把握しており、公正競争上問題のある状態が依然として存在している状況と考えられます。</p> <p>この点、弊社共は具体的調査結果を示し問題点を指摘していますが、総務省殿は調査プロセスの明示や具体的な評価を示すことなく、NTT コミュニケーションズ殿の主張を鵜呑みにし、注視扱いのままとしています。仮に、総務省殿による能動的な調査、検証が何ら行われていない状況であるとすれば、検証プロセスとして明らかに中立性を欠いたものであり、弊社共として、このような検証結果は到底受け入れられません。</p> <p>従って、NTT 再編時に継承した契約者情報の利用実態調査等を総務省殿において実施し、問題が認められる場合には、NTT コミュニケーションズ殿のサービスを利用していないマイラインユーザ情報の破棄等、NTT 再編時に承継した加入電話情報の営業利用を禁止するための措置を早急に講じるべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ NTT コミュニケーションズは、アウトバンド営業については再編後に自社サービスの利用実績がある顧客に対して実施しているとしており、公正競争上の問題が発生しているという論拠が十分に得られているわけではない。しかし、同社が、NTT 再編成の際に継承した加入者情報であって他事業者が用いることができないものを用いて、NTT 再編成後に同社の利用実績のない利用者に対して営業活動を行うことは、「NTT の承継に関する基本方針」(九)に抵触する又は潜脱するおそれがある。このため、同社による営業活動について引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところであり、11 年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる場合には速やかに所要の措置を講じる。</p>
意見29 NTTコミュニケーションズとNTT東西の排他的営業行為が行われている懸念が存在することから、総務省は能動的な調査を行うべき。	考え方29
<p>■ 本件について総務省殿は、NTT コミュニケーションズ殿に提供される顧客情報が競争事業者に提供される情報と同一であれば問題なく、これを疑う十分な論拠を得られていないとして NTT 東西殿及び NTT コミュニケーションズ殿の主張をそのまま受け入れています。</p> <p>しかしながら、競争事業者が NTT コミュニケーションズ殿の販売業務を受託する等のケースは想定し難く、NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿間にてやりとりされている顧客情報の内容も不明であることから、実質的に「自己の関係事業者と一体となった排他的営業」が行われている懸念が依然として存在します。</p> <p>従って、総務省殿においては、接続事業者のみに挙証責任を負わせるのではなく、調査権限をもとに、自ら能動的に調査し真偽を明らかにすべきです。具体的には NTT 東西殿と NTT コミュニケーションズ殿間でやり取りされている情報の実態を調査するとともに、排他的営業行為の存否について、取引先事業者へのヒアリング等も実施すべきと考えます。なお、調査の結果、問題が認められた</p>	<p>■ 本意見において指摘されている事案について、NTT 東西は、NTT コミュニケーションズの販売業務を受託する場合の条件や、同社に提供する顧客情報その他の情報は他の電気通信事業者との間のものと同一であるとしており、公正競争上の問題が発生しているという十分な論拠が得られているわけではない。</p> <p>しかし、仮に当該措置の運用が徹底されない場合には、電気通信事業法第 30 条第3項第2号、第 31 条第2項第2号及び「NTT の承継に関する基本方針」(八)(九)に抵触するおそれがあることから、同社による営業活動について引き続き注視していくことを検証結果に盛り込ん</p>

<p>場合には、法人営業の集約等について明確に禁止する等の追加的措置を直ちに講じるべきと考えます。 (ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>だところであり、11年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる場合には速やかに所要の措置を講じる。</p>
<p>意見30 活用業務制度の規制緩和に先立って、公正競争環境の確保が必要である。</p>	<p>考え方30</p>
<p>■ 活用業務制度については、かねてより競争事業者から、「NTT法の趣旨に反する」、「公正競争要件について十分な検証がなされていない」等の制度自体に対する意見が提出されているところです。</p> <p>にもかかわらず、十分な議論がなされないままに規制緩和の方向が結論付けられたことは問題が大きいと考えます。業務範囲規制のさらなる形骸化によりNTT東西殿が不当に業務範囲を拡大することとなれば、公正競争環境整備とは真逆の効果がもたらされることとなります。光サービスの利活用促進に向け、ユーザニーズの高度化・多様化に対応した多彩なサービスを創出するためには、公正な環境の下、多数のプレイヤーによるサービス競争が促進されることが最も有効と考えます。</p> <p>本来であれば、構造・資本分離によりNTT東西殿のアクセス部門におけるボトルネック性が完全に切り離され、公正競争環境が確保されることが活用業務制度の規制緩和の前提条件であるべきです。しかしながら、現在、タスクフォースの結論を基にしたNTT法の改正議論において、当該制度の届出制への移行が見込まれていることを踏まえれば、最低限、運用面で以下のような制度改善等が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公正競争が確保されているかを判断するための基準の厳格化を図ること ・総務省殿による能動的な検証(立ち入り調査等)を実施すること ・公正競争環境への影響について、外部からの検証可能性を担保すること -活用業務に係る報告内容、報告時における情報開示範囲を見直すこと <p>また、検証の結果、公正競争上の問題が見られた場合には、直ちに当該業務を停止させ、厳格な罰則を講じる等の措置についても当然ながら行われるべきと考えます。</p> <p>なお、そもそも活用業務制度それ自体、NTT東西殿の業務範囲規制を形骸化させるものであることも踏まえ、制度の是非を含め見直しを図る必要があると考えます。 (ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ 現在、国会に提出されている法案によれば、NTT法が改正されNTT東西殿における県間通信業務が認可制から事前届出制へと変更されますが、NTT東西殿における業務範囲の拡大については、「光の道」取りまとめにて示されている通り、公正競争環境の確保に支障を及ぼさない範囲であること(※)が原則と考えます。</p> <p>(※)「光の道」構想実現に向けて取りまとめ 総務省(2010年12月14日)</p>	<p>■ 活用業務制度は、インターネットの爆発的普及等の電気通信分野における大きな環境変化に伴い、新たなサービス需要への対応及びNTT東西の経営資源の効率的利用による経営の効率化を図る観点から導入されたものであり、その運用に当たっては、本来業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で認可を行っている。</p> <p>■ 改正法案においては、これまでの認可制から事前届出制に変更されるものの、NTT東西が活用業務等として行うことができる範囲に変更はなく、仮にNTT東西が届け出た活用業務が不相当と認められる場合には日本電信電話株式会社等に関する法律第16条第2項等に基づく変更命令を行うことができることから、今般の改正法案により、公正競争の確保に支障が生じることはないと考えている。</p> <p>■ なお、活用業務制度の運用については、現行の「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」や累次の認可条件を踏まえ、ガイドラインを作成する予定であり、引き続き公正な競争が確保されるよう努めたい。</p>

<p>(4)ボトルネック設備利用の同等性確保の在り方 (C)NTT東西の業務範囲の在り方 ウ ～略～</p> <p>しかしながら、グローバル化、IP化、ブロードバンド化等への積極的な対応を可能にするとともに、ICTの利活用を促進し、ブロードバンドの普及を図る観点からは、機能分離や子会社等との一体経営への対応等により更なる公正競争確保を図った上で、かつ、公正競争確保に支障が生じない範囲内で、NGN上のサービスの新たなメニュー追加など市場の環境変化や消費者ニーズに迅速に対応できるよう必要な制度・ルールの見直しを行うことについては、一定の合理性があるものと考えられる。</p> <p>したがって、活用業務制度の運用の弾力化を図る場合には、行政による今まで以上に明確な基準をもって、競争環境に与える影響のアセスメントが行われる必要がありますので、省令やガイドライン等で担保されるべきと考えます。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <p>■ NTT東西は、次々と活用業務を申請し、現在の主力サービスの殆どが活用業務制度を利用し提供されているものと認識しており、このなし崩し的な業務範囲の拡大が、競争を阻害し、NTT東西の市場シェア高まりの主因であると考えております。</p> <p>そのようななか、今国会提出のNTT法改正案に盛り込まれた、活用業務手続きの認可制から事前届出制への緩和が実現すると、NTT再編時の趣旨が完全に没却するとともに、今以上にNTT東西の業務拡大が進み、NTT東西の独占回帰に繋がると強く懸念しております。</p> <p>そのため、手続きの緩和は時期尚早であり、まずは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ■電気通信事業法改正案に盛り込まれた「機能分離や子会社等との一体経営への対応等」を行い、当該措置により、更なる公正競争確保が図られたかどうかを検証すること ■従来の活用業務による市場への影響を十分に分析・評価すること <p>が必要と考えております。</p> <p>また、仮に、事前届出制とする場合でも、これまで認可手続き過程で行われていた総務省での審査や認可条件の付与、競争事業者の意見聴取等といった、一定の牽制機能・チェック機能を、引き続き維持することが最低限必要と考えます。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	
<p>意見31 NTT東西が放送サービスの提供主体であるとの誤解を招くようなNTT東西による放送サービスへの関与については、徹底した検証、多角的な検証を行うべきである。</p>	<p>考え方31</p>

<p>■ 「フレッツ・テレビ」の提供主体が NTT 東西殿であるかのような誤解を招く広告宣伝手法については、2009 年度における本制度の検証結果においてもサービス主体の明確化が求められているところです。しかしながら、総務省殿は、本年度の検証において、株式会社 KDDI 殿が提出した広告物について十分な調査及び評価結果を示すことなく、“注視”するとの結論を示しています。</p> <p>「イ 引き続き注視する事項(キ)」にて述べたとおり、競争事業者から提示されているこのような物証等に対し何ら検証結果を示さず、一方的に注視で良しとすることは明らかに検証として不十分です。従って、本事案に対する総務省殿としての見解を明示すると共に、問題となる事案が他に存在しないかについて、消費者を対象としたアンケート調査等実施することで、徹底した検証を行うべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)</p> <p>■ NTT 東西殿の放送サービスへの関与形態が、業務範囲規制の形骸化を招くとの意見は、これまで競争セーフガード意見書にて各社より指摘されているところです。</p> <p>この課題においては、提供主体の問題だけでなく、提供されるサービス内容も含めた多角的な検証を行う必要があると考えます。</p> <p>例えば、2011 年 3 月に NTT 東日本殿より報道発表された「フレッツ・光ライト」(フレッツ光サービスにおける二段階定額料金、従量課金部分には放送サービス等オプションサービスのトラヒックを含まない)では、インターネット利用でなく「フレッツ・テレビ」といった放送サービス等との組み合わせを主とした販売が可能となります。</p> <p>(イー・アクセス)</p> <p>■ この3件は、NTT西日本接続情報漏えい事案と同じく、総務省が2007年度もしくは2008年度検証結果に基づき措置を講じるよう要請した事案と同様の事案であります。</p> <p>NTT西日本接続情報漏えい事案の発生要因の一部が、総務省の措置要請に対するNTT東西の取組みの不十分さにあることを踏まえると、この3件についても、十分な措置がとられていない可能性が高く、今後公正な競争環境に極めて重大な影響を及ぼす問題が顕在化するおそれがあります。</p> <p>そのため、少なくとも、この3件については、再度「NTT東西に所要の措置を要請する事項」に区分のうえ、徹底した措置を講じるよう改めて指導することが不可欠であります。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>■ 日本電信電話株式会社等に関する法律においては NTT 東西が放送事業を営むことは認められておらず、「東・西 NTT の業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」においても活用業務に放送業は含まないとしていることを踏まえると、利用者が「フレッツ・テレビ」サービスを NTT 東西による放送サービスと誤解することのないよう、NTT 東西は放送サービスの提供主体が他社であることについて利用者が明確に理解できるようにする措置を十分に講じることが適切である。</p> <p>このため、一昨年度の検証結果に基づく要請を受けて講じている措置の運用状況等について引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところであり、11 年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる場合には速やかに所要の措置を講じる。</p>
<p>意見32 「NTT IDログインサービス」に代表されるように、ブランドの共用などにより、規制を潜脱するかたちでNTTグループの排他的なグループ連携が行われている。</p>	<p>考え方32</p>

<p>■ 「NTT IDログインサービス」は、名称やアイコンに「NTT」が使われている等、NTTグループ色を前面出したサービスであることから、形式的にはオープンであっても、実質的にはNTTグループ以外の会社は参加しにくい形で提供され、排他的な仕組みになっております。</p> <p>このように、指定電気通信設備制度、NTT再編時等に係る公正競争要件における規制を形式的にはクリアしつつも、実質的にはNTTグループ内に閉じた連携が進んでいる状況にあるため、グループドミナンスの排除の観点から、行為規制の厳正化等、早期に措置を講じるべきと考えます。</p> <p>特に、「NTT IDログインサービス」の例では、NTTグループ内の排他的連携の手段の一つとして、「ブランド」が利用されていることが明らかであり、また「フレッツ・テレビ」「ひかりTV」「ひかりサイネージ」に代表されるように、他のサービスでも「NTT」「フレッツ」「ひかり」へのブランド統一が進行していることから、早急にNTTグループにおけるブランド共用を禁止すべきであります。</p> <p>(ケイ・オプティコム)</p>	<p>■ 本意見において指摘されている事案について、NTT コミュニケーションズ及び NTT ドコモは、他事業者からの要望がある場合には認証・決済基盤を同様に提供するものであり、特定の事業者について排他的な差別的取扱いを行うものではないとしており、公正競争上の問題が発生しているという十分な論拠が得られているわけではない。</p> <p>しかし、当該特典の提供方法の実態如何によっては、自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供等を禁止した電気通信事業法第 30 条第3項第2号及び「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」(2)を事実上潜脱するおそれがあるため、引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところであり、11 年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる場合には速やかに所要の措置を講じる。</p>
<p>意見33 NTTグループ各社によるNTTブランドの使用を制限すべきである。</p>	<p>考え方33</p>
<p>■ 固定通信と移動体通信の連携・融合やNTTグループのグループ連携に伴う上位レイヤへの進出が本格化しつつある中、NTTブランドの相乗効果が公正競争に与える影響は無視できないものとなっています。</p> <p>この点、英国では、アクセス網に対する消費者への信頼がドミナント事業者の他レイヤの活動へ波及することを防止する観点でブランド分離を徹底しています。</p> <p>他方、日本では、県域等子会社やNTTグループ各社が、「NTT〇〇」、「エヌ・ティ・ティ〇〇」といった社名を冠し、「日本電信電話株式会社等に関する法律」第8条においてブランド使用を制限した法の趣旨を潜脱している状況が継続しています。</p> <p>今後、NTT東西殿の機能分離を行う日本においても、英国の事案等も参考に、上記法の趣旨等を踏まえ、NTTブランドの使用制限等、現在の市場環境に即したブランド分離の措置を徹底すべきです。具体的には、NTT東西殿の県域等子会社による「NTT 東(西)日本-〇〇」といった社名については、一般利用者に対しNTT 東西殿であるとの誤認を明らかに招いていることから直ちに使用の中止を求めるべきです。</p> <p>(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ いわゆる企業ブランドの効果については、料金やサービス設定、営業面等の事業戦略等も反映した複合的な要因によるものであると考えられ、関係事業者間でブランドが共有されていることをもって、競争政策上直ちに問題となる事象とは必ずしも言えない。よって、ブランド力が公正競争にもたらす影響及び消費者にもたらす利便性等について、豊富なデータに基づく緻密な分析を行った上で十分な議論を行うことが必要であり、NTT のブランド力と公正競争の関係について引き続き注視していくこととする。</p> <p>■ また、「NTT 東日本-〇〇」等の県域等子会社の社名については、法制上特段の制約はないものの、NTT 東西と誤認される可能性は否定できないことから、公正競争確保及び利用者保護の観点から問題が生じていないかどうか引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだ</p>

	<p>ところであり、11年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる場合には速やかに所要の措置を講じる。</p>
<p>意見34 NTTグループ内での人事異動を厳格に禁止すべきである。</p>	<p>考え方34</p>
<p>■ 近年、NTTグループ間の役員等の人事異動が頻繁に行われる等、NTT 持株殿を中心に戦略的な人材配置がなされており、移動体部門の分離や NTT 再編時の趣旨に反する状況が顕著となっています。</p> <p>抜本的な解決のためには各社間の人事異動がグループドミナンスに結びつかないよう、構造・資本分離を行うことが必要ですが、機能分離の枠組みで対応するのであれば、「イ 引き続き注視する事項(力)」にて述べた特定関係事業者の対象範囲の見直しに伴う役員兼任の禁止範囲の拡大と共に、これら会社間における転籍を含む人事異動を禁止する等の追加的措置を直ちに講じるべきです。</p> <p>なお、機能分離を実施している英国では、アクセス部門とセールス部門の職員の兼任を禁止しており、日本においても、機能分離を行う際には、部門間における兼任禁止についても併せてルール整備を図るべきと考えます。</p> <p>(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ 本意見において指摘されている事案について、NTT 東西は、「NTT の承継に関する基本方針」で示されたルールを遵守しており、また、「会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取組を実施している」としている。</p> <p>これについては、「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離における公正有効競争条件」(三)及び「NTT の承継に関する基本方針」(一)(二)を実質的に潜脱する行為となっていないか引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところであり、11年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる場合には速やかに所要の措置を講じる。</p> <p>■ なお、今般の改正法案において、機能分離のための措置として、専任の設備部門の設置等を義務付けることとしている。</p>
<p>意見35 NTT西日本が「光ぐっと割引」等の競争阻害的なキャンペーン割引を行っているため、是正措置が必要である。</p>	<p>考え方35</p>
<p>■ 地域限定キャンペーンとして継続して実施されているNTT西日本の「光ぐっと割引」について、以前より、利用の公平の観点、また競争阻害的な料金設定の可能性の観点から、不適切であり、また関西圏における競争環境に影響を与え続けているものであるため、早期の是正を求めてまいりました。</p> <p>そのようななか、本年2月より、最大2年間月額利用料を割引くものへと「光ぐっと割引」が拡大されるに至り、ますます利用の不公平さや、競争阻害要因が拡大する状況になっております。</p> <p>そのため、「光ぐっと割引」についてNTT西日本に対して改善指導を行う等、早期に措置頂くことを要望いたします。</p> <p>加えて、その他のキャンペーン割引(光もっと割引等)についても、競争阻害的なものになっていな</p>	<p>■ 競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料金を設定すること等、競争阻害的な行為がなされていないかどうか引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところであり、11年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる場合には速やかに所要の措置を講じる。</p>

<p>いか等、継続的に検証頂きたいと考えます。 (ケイ・オプティコム)</p>	
---	--

ウ) その他の事項

<p>意見36 公正競争ルールの運用についてPDCAサイクルを確立するため、NTT東西による報告の義務付け、公開された審議の場の設置、「電気通信分野における競争の促進に関する指針」の見直し等が必要である。</p>	<p>考え方36</p>
<p>■ 今回の改正案において機能分離の実施や子会社等の一体経営への対応を含むNTTグループに対する禁止行為規制等の公正競争ルールの運用について、PDCAを回す仕組みを確立し、実効性を持つものとするよう、以下の対応を要望します。</p> <p>①NTT東・西による具体的な報告内容の義務付け</p> <p>これまで、総務省は、競争セーフガード制度の検証結果を踏まえ、NTT東・西に対して行政指導を行ってきたところですが、その内容を見るとNTT東・西の自己申告で報告させるだけといった緩やかな措置しか講じられておらず、総務省による事後的な検証は徹底されていないことから、NTT東・西に対する再指導や厳格な措置等が十分に実施されていない結果となっています。</p> <p>行政指導に対するNTT東・西からの報告については一部開示がなされているところですが、当該内容を見る限り、「周知・遵守徹底を指示」、「公正競争確保のための適切な措置を講じている」と記載してあるだけであって、行政指導を受けた事案の実態を把握するには全く不十分な情報に過ぎません。</p> <p>このような報告内容のままでは、電気通信事業法改正案第31条第7項の規定によって、NTT東・西に対して禁止行為や機能分離の遵守徹底のための措置や実施状況の報告を義務付けたとしても、総務省において実態が把握できないことから、今後何らかの省令やガイドライン等において、以下を始めとする詳細な情報の報告等を義務付ける等により公正競争確保の実効性を担保できる運用を可能にする体制を整備することが必要であると考えます。</p> <p>◆社内体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種システムの閲覧制限状況とその体制や基準 ・内部監査、外部監査、監査役による監査結果等のガバナンスの状況(NTT東・西の設備利用部門と接続事業者との間で、情報(エリア展開情報、配線区画情報等)が同時期に同内容が提示されているか否か等) ・利用部門、設備部門に対して取られた措置の評価、モニタリング状況 ・利用部門、設備部門間の物理的ファイアウォール(執務室の分離、指紋認証等)の実施状況 	<p>■ 改正法において業務委託先子会社等に対する監督の規定及び機能分離の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況について、毎年総務大臣へ報告することとしており、これらの報告をもとに当該規定違反を監視していくこととする。また、「光の道」構想に関する基本方針等に基づき行った競争ルールに関する措置については、今後の環境変化に適切に対応するよう、競争セーフガード制度や競争評価制度の運用等を通じて、毎年度の継続的なチェックを行うとともに、制度整備の実施後3年を目処に、その有効性・適正性について包括的な検証を行うこととする。</p> <p>■ NTTグループ関係事業者のサービスを組み合わせたサービス提供は、ただちに公正競争上の問題が発生するわけではないが、提供方法によって、電気通信事業法第30条第3項第2号及び「日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件」(2)を事実上潜脱するおそれがあるため、引き続き注視していくことを検証結果に盛り込んだところであり、11年度の競争セーフガード制度の運用等を通じ公正競争確保上の問題が認められる場合には速やかに所要の措置を講じる。</p>

・116窓口での対応状況のログ

◆取引情報

- ・契約情報(特に外部委託情報(子会社、グループ会社含む)、代理店契約情報)
- ・社内取引、親子間取引の明細
- ・代理店(ドコモショップ含む)への奨励金の支払等取引状況

◆人事情報

- ・NTT東・西と子会社間の兼務、転籍情報
- ・NTT東・西、子会社における利用部門と設備部門の異動情報

◆営業・会議情報

- ・経営会議、取締役会、グループ会社間会議における議事録
- ・営業活動状況(代理店への営業活動も含む)

②公開された審議の場の設置について

上述のように、NTT東・西から総務省に対して禁止行為・機能分離の遵守状況について詳細に報告されたとしても、これまで同様に総務省内に閉じたままで検証されて結論が出されるままでは、競争事業者にとっての問題が解決されているか否かが外部からは検証不可能であるため透明性が不十分となることが懸念されます。

このため、PDCAを回す仕組みを確立するという観点から、NTT東・西から報告された内容を含む本制度で指摘された事項と検証結果を総合的にチェックするために、審議会下の専門委員会または既存の紛争処理委員会といった、公開された審議の場を設けることが必要と考えます。

その場においては、NTT東・西の機能分離や子会社等に係る管理・監視体制が確実に実施されているか、事業者からの指摘事項を踏まえた競争セーフガード制度の検証結果が妥当であるか、届出された活用業務が公正競争上問題がないか等を競争事業者等からの意見を踏まえながら有識者等の外部専門家が審議し、疑義があると認められる場合は、当事者へのヒアリングや追加情報の提示を求めることができるようにして、NTTグループにおける競争阻害行為の抑止を図るべきと考えます。

③「電気通信分野における競争の促進に関する指針」の見直し

NTT東・西およびその子会社等については、今回の改正によって規制が一定程度強化される見込みですが、上位レイヤーサービスを活用した、禁止行為規制の対象であるNTTドコモとNTTコムとのグループ連携や、NTTファイナンスを活用したグループ連携等のグループドミナンスに関する排他性の問題については依然解決されないままとなっています。このように、ドミナント事業者がグルー

<p>プ連携を通じて総合的な市場支配力を行使する問題が存在しているため、引き続き行為規制が必要と考えます。</p> <p>例えば、後者のような連携については、形式的にはグループ会社以外も参加可能であることを以って直ちに「排他的」でない判断されているところですが、競合する事業領域の多い事業者が参加することは事実上あり得ないことから、実質的には競争事業者を排除する排他的な行為であり電気通信事業法第30条第3項に抵触すると考えます。</p> <p>上述のような事例については、直ちに電気通信事業法を改正して明確に禁止または公正競争担保措置を条件に実施を認めるとすべきですが、それまでの暫定的な当面の措置として、公正取引委員会と総務省が共同で策定した「電気通信分野における競争の促進に関する指針」において公正競争上直ちに問題となる具体的事例として記載する等の措置を講ずることを要望します。</p> <p>(KDDI)</p>	
<p>意見37 公正競争環境を整備するためには、接続業務におけるあらゆる面での同等性を確保することが必要であるが、現在、利用できるサービスや業務プロセスの同等性が担保されていない懸念が存在するため、新たなルールの整備等能動的に対応すべき。</p>	<p>考え方37</p>
<p>■ NTT 東西管理部門による、利用部門と接続事業者との同等性について</p> <p>NTT 東西殿と競争事業者間の公正競争環境を整備するためには、アウトプットは勿論、インプットを含む接続業務におけるあらゆる面での同等性を確保することが必要です。しかしながら、現在、以下の事例において、利用できるサービスや業務プロセスの同等性が担保されていない懸念が存在しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・局舎から契約者宅までの残置メタルの有無に関する情報照会※1の可否 ・同一番号移転の可否調査※2における結果受領までの時間及び手数料の取扱い <p>これらの事例について、総務省殿は、事業者間協議を注視しつつ、自らも問題有無等の把握に努め、新たなルールの整備等、能動的な対処を図って頂くべきと考えます。</p> <p>なお、前述のとおり、これら問題の根本にある自社優遇のインセンティブを排除するためには本来、構造・資本分離が必要ですが、機能分離の枠内で同等の効果を生じさせるためには、最低限、接続事業者等から挙げられた同等性に係る問題点を全て解消することが必要と考えます。</p> <p>※1 契約者宅から局舎間までの全区間でメタル線が敷設されているかを確認する調査(同区間のメタル線が撤去されている場合、メタル線を利用したサービスの提供が不可となる)</p> <p>※2 契約者が転居する場合に、転居先でも転居前と同一の電話番号が使用可能かを確認する調査</p> <p>(ソフトバンクテレコム、ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル)</p>	<p>■ ご指摘の接続業務における業務プロセスの同等性確保については、まずは事業者間において協議すべき事項であり、総務省においては当該協議を注視しつつ、必要に応じ適時適切に対応する。</p> <p>■ なお、第一種指定電気通信設備の接続の同等性を確保し公正な競争環境を保つため、これまでの接続ルール、禁止行為規制、会計整理等の制度が整備されてきたが、一昨年に発生した NTT 西日本及び県域等子会社による接続情報の目的外利用事案の発生等を踏まえ、さらに一層の環境整備を行う観点から、上記「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」において集中的な検討が行われた。当該検討において、第一種指定電気通信設備の接続業務を担当する部門と当該電気通信設備を利用して自社の電気通信サービスを提供する部門との分離を図ることが適当である一方、分離の手法としては、同等性確保の観点以外にも、今後の競争環境に与える影響、株主への影響、組織再編に要する時間やコスト等の観点から総合的に検討を行った結果、機能分</p>

	<p>離が最も適切であると判断したところであり、当該検討結果を踏まえた改正法案の提出に至っているところである。</p> <p>■ 機能分離においても、ファイアウォールを厳格に設けることにより両部門の分離が実質的に確保され、より一層の競争促進効果を生むことができるところ、当該措置の実効性を確保するとともに、措置状況について継続的な検証を行う観点から、改正法案において、毎年度、上記体制整備のために講じた措置及びその実施状況の報告を義務付けることにより、これらを担保していくこととしている。</p> <p>■ また、「光の道」構想に関する基本方針等に基づき行った競争ルールに関する措置については、今後の環境変化に適切に対応するよう、競争セーフガード制度や競争評価制度の運用等を通じて、毎年度の継続的なチェックを行うとともに、制度整備の実施後3年を目処に、その有効性・適正性について包括的な検証を行うこととする。</p>
<p>意見38 現行のNTTグループの在り方を見直すべきである。</p>	<p>考え方38</p>
<p>■ NTT 東西社と競争接続事業者（通信キャリア他社）との間で、設備・サービス競争が不公平になってしまう理由が2つある。</p> <p>1つ目は、NTT 持ち株会社が、設備を占有しているながら、36%政府（納税者）出資を得ていることである。</p> <p>2つ目は、NTT 東西社を含む NTT グループが、持ち株会社制度を採用してしまっていることである。</p> <p>NTT 東西社の光ファイバー網は、完全民間資本企業の資産ではなく、納税者との共有資産である。</p> <p>しかしながら、NTT 東西社は、持ち株会社 100%出資の非上場企業である。</p> <p>従って、（光ファイバー網を含む）納税者との共有資産を無駄なく活用しようとする、IT 個人ユーザの要望を、株主共益権の発動を通じて主張することさえ難しい。</p> <p>現状では、持ち株会社筆頭株主である財務大臣の意向に、すべてを委ねざるを得ない。</p> <p>NTT 東西社が、地方の交換機技術電話事業（銅線ケーブル網）で採算を確保することは難しい。</p>	<p>■ 参考として承ります。</p>

だが、地方の高速ブロードバンド・IP 電話事業（光ファイバー網）では、IRU 方式が採用されていたり、

ADSL 事業者やケーブル TV 事業者だけが、ブロードバンドサービスを提供するケースもある。不採算性は極力回避されている。従って、持ち株会社への政府出資は不要である。

（NTT グループを含む接続事業者及び政府からの共同出資による）アクセス回線会社を新規設立することが、ソフトバンク社によって提案された。

構内交換機等へ設備投資を実施した事業者ユーザらの財務を考慮すべきで、NTT 東西社は、銅線ケーブル網から光ファイバー網へ、短期間に切り替えるべきでないとする。

だが、その一方で、ブロードバンド通信設備へこれから投資したい事業者ユーザも存在する。

そうした事業者ユーザのビジネス領域が、NTT 持ち株会社子会社のビジネス領域と重複している場合には、光ファイバー網への移行計画を事前に把握している子会社側が、営利的に有利となってしまう。

従って、NTT 東西社は、銅線ケーブル網から光ファイバー網への移行計画を、むしろ明確に公表すべきである。

純粋な事業者ユーザと、持ち株会社子会社との間の、設備競争・サービス競争が不公平である。

従って、持ち株会社への政府出資は不要である。

NTT 持ち株会社傘下には、情報処理システム事業を行なう東証 1 部上場 NTT データ社も含まれる。

同社は、持ち株会社を筆頭株主としており、その出資率は 54%にも及ぶ。

また、同社は、電電公社時代から、中央官公庁・地方行政府との取引を継続している。

高率高位出資することは、政府の保身策（行政に関わる秘匿事項を管理するために、子会社をも含めた NTT 企業群への監督権限を強く保持し続けていたい。）のように受け止めることもできる。

持ち株会社へまで包括的に（持ち株会社を介して間接的に）資本金を注入してしまうことが、ブロードバンド通信における事業者間競争の妨げとなっており、持ち株会社への政府出資は不要である。

持ち株会社傘下の総合研究所群も、税金によって、その屋台骨を支えられている存在だと言える。

総合研究所群で研究開発された技術が源となって、銅線ケーブル網や光ファイバー網等の占有設備に対して、NTT 東西社による独自規格や独自ルールが制定されている。汎用化・共用化に対する配慮が欠けており、競争接続事業者を排除する要因となっている。それでも、持ち株会社へ政府出資が必要なのだろうか？

NTT グループにおける持ち株会社制度を、どのようにあらためるべきか、下記 6 点を提案する。

1: 現行持ち株会社をいったん解散する。

- 2: NTT 東社、NTT 西社、NTT コミュニケーションズ社（長距離電話）を統合した会社を、設備利用会社として新規設置する。
- 3: ユニバーサルサービス負担を前提に、上記 2 の新設会社に政府が出資する。
- 4: NTT グループ保有のボトルネック設備を、上記 2 とは別の設備保有会社へ移行し、完全別資本公司として新規設置する。
- 5: 持ち株会社と東証 1 部上場子会社 3 社（データ社、ドコモ社、都市開発社）との、親子上場を中止する。
- 6: 現状では、持ち株会社を経由して総合研究所群へ政府が出資している。そこで、まず持ち株会社を解散する。次に、総合研究所群を、上記 2、4 とは別の完全民間資本公司として新規設置する。競争接続事業者（通信キャリア他社）が、この会社へ出資可能とする。

目次

- p.3 1. NTT 東西社と通信キャリア他社との競争が、不公正・不公平になってしまう本質的な理由
- p.3 1-1. 完全民間資本の株式会社が光ファイバー網を設置したのではない！
- p.3 1-2. IT 個人ユーザ（納税者）の声は、筆頭株主（財務大臣）へ届いているのだろうか？
- p.4 2. NTT 持ち株会社が 36%政府出資株式会社である理由とは？
- p.4 2-1. NTT グループが政府からの出資を必要とする理由
- p.5 2-2. 政府が NTT グループへの出資を必要とする理由
- p.6 2-3. NTT グループ・政府の両者が政府出資を必要とする理由
- p.7 3. NTT グループにおける持ち株会社制度を、どのようにあらためるべきであろうか？
- p.7 3-1. 持ち株会社の解散と同時に、親子上場の中止が必要である！
- p.10 3-2. 持ち株会社の解散と同時に、政府出資先の限定化が必要である！
- p.10 3-3. 持ち株会社の解散と同時に、NTT 総合研究所群の完全別資本公司化が必要である！

本文

1.NTT 東西社と通信キャリア他社との競争が、不公正・不公平となってしまう本質的な理由
（ 通信設備の設置・保有・利用に関する ） NTT 東西社と通信キャリア他社との競争が、不公正・不公平となってしまう本質的な理由が 2 つある。

1 つ目は、NTT 持ち株会社が、株式会社とは言え 36%もの政府出資を得ていることである。

2 つ目は、そもそも NTT 東西社を含む NTT グループが、持ち株会社制度を採用してしまっていることである。

1-1. 完全民間資本の株式会社が光ファイバー網を設置したのではない！

持ち株会社傘下の NTT 東西社が保有する光ファイバー網は、政府出資（ 言い換えれば、税金 ）を元手に設置された、納税者との共有資産である。

旧電電公社が占有していた既得権を一切引き継がぬ、完全民間資本の新設株式会社が、日本最大規模の光ファイバー網を設置したのではない。

1-2. IT 個人ユーザ（ 納税者 ）の声は、筆頭株主（ 財務大臣 ）へ届いているのだろうか？

NTT グループは持ち株会社制度を採用している。

非上場非公開 NTT 東西社の 100%出資株主（ 単独株主 ）は、NTT 持ち株会社である。

つまり、IT 個人ユーザが、個人株主として NTT 東西社の定時株主総会に出席し、質問や意見を述べる機会はない。

「休眠光ファイバーを稼働させてコストを下げ、ブロードバンド利用料金を値下げして欲しい。」と、IT 個人ユーザが NTT 東西社へ要望を述べる機会はない。

あるいは、「交換機電話網と IP 電話網との二重投資を避け、ブロードバンド利用料金だけでなく、固定電話基本料金も値下げして欲しい。」と、IT 個人ユーザが NTT 東西社へ要望を述べる機会もない。

加えて、NTT 持ち株会社の個人株主が、NTT 持ち株会社の定時株主総会に出席し、持ち株会社の子会社（ NTT 東西社 ）に関する質問をしても、満足な回答を得ることはできない。（ それも、持ち株会社制度というものである。 ）

それでは、せめて持ち株会社の筆頭株主であれば、IT 個人ユーザを代表して、彼らが抱える疑問や不満を、NTT 東西社へ伝えてくださるのであろうか？

NTT 持ち株会社の圧倒的筆頭株主とは、財務大臣である。

2. NTT 持ち株会社が 36%政府出資株式会社である理由とは？

そもそも、NTT グループと政府は、政府が NTT 持ち株会社へ出資することに、なぜそこまで固執するのだろうか？

2-1. NTT グループが政府からの出資を必要とする理由

NTT 東西社が、地方の交換機技術電話事業（銅線ケーブル網）で採算を確保することは、（旧国鉄の地方路線事業や、電力会社の地方配電事業と同様に、）難しいと思われる。

NTT ユーザからユニバーサルサービス料を徴収することに加え、持ち株会社への政府出資を得ることで、NTT 東西社は、財務面でのサポートを得る必要があるのかもしれない。

ただし、地方の高速ブロードバンド・IP 電話事業（光ファイバー網）に関しては状況が異なる。

例えば、IRU 方式を適応して、光ファイバー網への設備投資を、地方政府の予算に依存してしまうケースがある。また、光ファイバー網へ投資しきれず、ADSL やケーブル TV の接続事業者だけが、ブロードバンド通信（BB 通信）を提供する地方も多い。NTT 東西社は、高速ブロードバンド・IP 電話事業における不採算性を極力回避していることになる。

（NTT グループを含む接続事業者及び政府からの共同出資による）独立資本アクセス回線会社を新規設立することが、2010 年 10 月に、ソフトバンク社によって提案された。

同社を設立することで、下記 2 点を達成可能だとされている。

- 1) 銅線ケーブル網を撤去し、光ファイバー網との二重投資を回避できる。
- 2) IP 固定電話基本料金 + 光 BB 通信利用料金、の合計金額を、現在の、交換機技術固定電話基本料金 + ADSL 通信利用料金、と同程度へ値下げできる。

だが、NTT 持ち株会社は、下記 2 点を理由にこれを拒絶した経緯がある。

- 1] 固定電話だけ使用できれば良いとする個人ユーザもあり、光ファイバー網へ切り替えることを強制できない。
- 2] 構内交換機等への設備投資をしている事業者ユーザもあり、顧客先財務に与えてしまう影響を考えると、短期間に光ファイバー網へ切り替えることはできない。

光ファイバー網を設置することは、個人ユーザに対して、ISP への加入や BB 通信インターネットの利用を強制することではない。

交換機技術時代と同じような使い勝手、同じような料金で、個人ユーザが IP 固定電話を利用できれば、本質的な問題は発生しないはずである。（現状では、104 電話番号案内等が使いづらくもかもしれない。ただ、そのこと自体が、光ファイバー網設置を否定する理由にはならないであろう。）

（また、安定した接続を確保できる無線電話技術も現存するのであれば、光ファイバー網とコスト比較を実施した上で、代替設備の候補として考慮すべきである。）

事業者ユーザに対する影響を、本当の意味で考えるのであれば、NTT 東西社は、銅線ケーブル網から光ファイバー網への移行計画を、むしろ明確にして公表すべきではないだろうか？

確かに、交換機技術設備へ過去投資してしまった事業者ユーザがいるかもしれない。だが、その一方で、BB 通信設備へこれから投資したい事業者ユーザもいる。もしも、そうした事業者ユーザのビジネス領域が、NTT 持ち株会社子会社のビジネス領域と重複している場合には、光ファイバー網への移行計画を事前に把握している子会社側が、営利的に有利となってしまう。これでは、純粋な事業者ユーザと、持ち株会社子会社との間の、設備競争・サービス競争が不公平である。それでも持ち株会社へ政府出資が必要なのだろうか？

2-2. 政府が NTT グループへの出資を必要とする理由

NTT 持ち株会社傘下には、情報処理システム事業を行なう NTT データ社も含まれる。

NTT データ社は、東証 1 部上場企業ではあるが、NTT 持ち株会社を圧倒的筆頭株主としており、その出資率は 54%にも及ぶ。(第 2 位株主は国内信託銀行 (信託口) であり、その出資比率はわずか 4%である。)

また、NTT データ社は、電電公社時代からの顧客を引き継ぎ、中央官公庁、地方行政府や政府出資民間企業との取引を継続している。従って、持ち株会社傘下に、中央官公庁向け情報処理システムを構築する子会社が連なることになる。

そうした過去からの経緯を踏まえると、持ち株会社へ高率高位出資することは、行政に関わる秘匿事項を管理するために、子会社をも含めた NTT 企業群への監督権限を強く保持し続けていたい、という政府の保身策のように受け止めることもできる。

しかしながら、持ち株会社へまで包括的に (持ち株会社を介して間接的に) 資本金を注入してしまうことが、BB 通信における事業者間競争の妨げとなっている。

つまり、政府による監督権強化志向が幅を利かせすぎており、IT 個人ユーザによる消費者志向が排除される傾向にある。それでも持ち株会社へ政府出資が必要なのだろうか？

2-3. NTT グループ・政府の両者が政府出資を必要とする理由

かつて米 AT&T 社は、その独占排除を求める提訴に基づき分割された。

その際、米 AT&T 社 (あるいは、米国経済) が最も失敗してしまったのは、傘下のベル電話研究所が研究力・競争力を失ってしまったこと、だと言われている。一方、現在の NTT 持ち株会社傘下には、複数の総合研究所(※1) が連なっている。

そうした研究所では、旧電電公社時代に着任した人員も含めて、現在でも多数の研究者が雇用されている。

(※1) 先端技術総合研究所、情報流通基盤総合研究、及びサイバーコミュニケーション総合研究所。

現在の NTT グループは、民営化されたとは言え、36%政府出資の半官半民株式会社である。

その持ち株会社傘下に連なる総合研究所群も、当然、政府出資、言い換えれば税金によって、その屋台骨を支えられている存在だと言える。

そして、そうした総合研究所群で研究開発された技術が源となって、銅線ケーブル網や光ファイバー網等の占有設備に対して、NTT 東西社による独自規格や独自ルールが制定されている。

持ち株会社傘下の子会社による研究開発成果と言えども、政府出資を元手とするのであるならば、本来、その恩恵は、NTT ユーザに限定されることなく、納税者全体へ還元されるべきである。

ところが、現在、そうした研究開発成果の占有が、設備に対する独自規格化・独自ルール化を通じて、競争接続事業者 (通信キャリア他社) を排除する要因となっている。

総合研究所群における研究開発は、もともと汎用化・共用化に対する配慮が欠けており、未稼働

設備が増えるばかりで、積極的なコスト低減が行なわれていない。

ここでもやはり、持ち株会社へまで包括的に資本金を注入してしまうことが、BB 通信における事業者間競争の妨げとなっている。つまり、通信やエレクトロニクス分野における最先端の研究成果を、政府が困り込んで管理専用しようとする嫌いがあり、IT 個人ユーザによる消費者志向が排除される傾向にある。

そもそも、総合研究所群は政府出資持ち株会社傘下の子会社なのであるから、その研究開発成果は積極的に納税者へ開放還元されるべきである。包括的に資本注入されてしまうと弊害ばかりが目立ってしまう。それでも持ち株会社へ政府出資が必要なのだろうか？

3. NTT グループにおける持ち株会社制度を、どのようにあらためるべきであろうか？

それでは、NTT グループにおける持ち株会社制度を、どのようにあらためるべきであろうか？
下記 6 点を提案する。

- 1: 現行持ち株会社をいったん解散する。
- 2: NTT 東社、NTT 西社、NTT コミュニケーションズ社（長距離電話）を統合した会社を、設備利用会社として新規設置する。
- 3: ユニバーサルサービス負担を前提に、上記 2 の新設会社に政府が出資する。
- 4: NTT グループ保有のボトルネック設備を、上記 2 とは別の設備保有会社へ移行し、完全別資本公司として新規設置する。
- 5: 持ち株会社と東証 1 部上場子会社 3 社(※2) との、親子上場を中止する。
- 6: 現状では、持ち株会社を経由して総合研究所群へ政府が出資している。

そこで、まず持ち株会社を解散する。

次に、総合研究所群を、上記 2、4 とは別の完全民間資本公司として新規設置する。
競争接続事業者（通信キャリア他社）が、この会社へ出資可能とする。

(※2) 情報処理システム事業者 NTT データ社、携帯電話接続事業者 NTT ドコモ社と、
建築通信設備事業者 NTT 都市開発社。

3-1. 持ち株会社の解散と同時に、親子上場の中止が必要である！

持ち株会社傘下には、情報処理システム事業を行なう NTT データ社、携帯電話接続事業を行なう NTT ドコモ社や建築通信設備事業を行なう NTT 都市開発社といった子会社が存在する。

3 社は皆、東証 1 部上場企業である。

NTT データ社の株主構成（出資順位/出資者/出資比率）は次の通りである。

- | | | |
|-----|--------------|----------|
| 1 位 | / NTT 持ち株会社 | / 54.1%、 |
| 2 位 | / 国内信託銀行(※3) | / 4.0%、 |

- 3位 / 国内信託銀行(※4) / 3.8%、
- 4位 / JP モルガン証券(株) / 1.1%、
- 5位 / 国内信託銀行(※5) / 0.9%、
- 6位 / NTT データ社員持株会 / 0.7%。

NTTドコモ社の株主構成（出資順位/出資者/出資比率）は次の通りである。

- 1位 / NTT 持ち株会社 / 63.1%、
- 2位 / 国内信託銀行(※3) / 2.6%、
- 3位 / 国内信託銀行(※4) / 2.3%、
- 4位 / State Street Bank and Trust Company / 0.7%、
- 5位 / 国内信託銀行 / 0.5%、
- 6位 / SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS / 0.5%。

NTT都市開発社の株主構成（出資順位/出資者/出資比率）は次の通りである。

- 1位 / NTT 持ち株会社 / 67.3%、
- 2位 / シービー ニューヨーク オービス エスアイシー アーヴィー / 2.9%、
- 3位 / 国内信託銀行(※3) / 2.2%、
- 4位 / 国内信託銀行(※4) / 2.0%、
- 5位 / ザ バンク オブ ニューヨーク - ジャスティックフリーティ アカウント / 1.7%、
- 6位 / ジェビー モルガン チェース バンク 380055 / 0.7%。

(※3) 日本トラスティ・サービス信託銀行株（信託口）

出資順位 / 出資者 / 出資比率：

- 1位 / リソナ銀行 / 33.3%、
- 2位 / 住友信託銀行 / 33.3%、
- 3位 / 中央三井トラストHD / 33.3%。

(※4) 日本マスタートラスト信託銀行株（信託口）

出資順位 / 出資者 / 出資比率：

- 1位 / 三菱UFJ信託銀行 / 46.5%、
- 2位 / 日本生命保険相互会社 / 33.5%、
- 3位 / 明治安田生命保険相互会社 / 10.0%、
- 4位 / 農中信託銀行株式会社 / 10.0%。

(※5) 資産管理サービス信託銀行株（証券投資信託口）

出資順位 / 出資者 / 出資比率：

- 1位 / みずほフィナンシャルG / 54%、

- 2 位 / 第一生命保険(株) / 23%、
- 3 位 / 朝日生命保険相互会社 / 10%、
- 4 位 / 明治安田生命保険相互会社 / 9%、
- 5 位 / 富国生命保険相互会社 / 4%。

3 社は東証 1 部上場企業ではあるが、NTT 持ち株会社が圧倒的筆頭株主である。

株主総会普通決議を可決するために必要となる、全株式数の 1/2 以上の議決権は、NTT 持ち株会社保有の株式数だけで既に確保されている。

また、NTT 都市開発社においては、株主総会特別決議を可決するために必要となる、全株式数の 2/3 以上の議決権も、NTT 持ち株会社保有の株式数だけで既に確保されている。

NTT ドコモ社においても、NTT 持ち株会社保有の株式数に、国内信託銀行（信託口）（※6）の保有株式数を加えれば、株主総会特別決議を可決するために必要となる、全株式数の 2/3 以上の議決権を確保可能である。

（※6）国内信託銀行（信託口）は、
NTT グループ勤務者を加入者として含む、厚生年金運用先である可能性がある。
また、国家公務員を加入者として含む、共済年金運用先である可能性もある。

そして、NTT 持ち株会社の筆頭株主は政府（財務大臣）であり、その出資比率は 36%にも及ぶ。

つまり、子会社 3 社（データ社、ドコモ社、都市開発社）の経営方針は、圧倒的筆頭株主である NTT 持ち株会社の意向に、そして、NTT 持ち株会社の経営方針は、圧倒的筆頭株主である政府（財務大臣）の意向に、強く左右されることとなる。

政府の態度には、（現総合研究所群を含む）旧電電公社とその事業に対する、監督権・既得権・（特に NTT データ社との間の）秘匿事項を保持していきたい、とする意向が見え隠れしている。

しかし、持ち株会社制度による資本構造（包括的な資本金注入）が継続してしまうと、そうした政府の意向は、IT 個人ユーザ（納税者）が享受したいと考える利益と、いつまでも噛み合わない。

NTT グループは、持ち株会社制度の元で政府出資を受けるべきではない。

政府出資を必要とする事業部門（子会社）があるのであれば、まず持ち株会社制度を廃止すべきである。

また、NTT 持ち株会社は、現在 36%政府出資の株式会社である以上、子会社 3 社へ高率高位出

資をして親子上場を続けてしまうべきではない。

3-2. 持ち株会社の解散と同時に、政府出資先の限定化が必要である！

持ち株会社制度を廃止した上で、政府出資が必要となる子会社を限定する必要がある。

ユニバーサルサービス負担を前提とするのであれば、NTT 東西社と NTT コミュニケーションズ社を統合した設備利用会社に、政府出資することは考えられるであろう。

設備保有部門には、銅線ケーブル網と光ファイバー網への二重投資負担が発生する。

ただし、地方政府が、IRU 方式を採用して、光ファイバー網への設備投資を負担している場合がある。

また、光ファイバー網が全く埋設されていない地方がまだまだ広く存在する。

つまり、光ファイバー網への投資に関する事業リスクは、既に積極的に回避されていることになる。

また、ソフトバンク社による設備保有会社の共同設置提案（2010年10月）を、持ち株会社自らが拒絶した経緯もある。

（持ち株会社自らが、だらだらと続いてしまう二重投資を肯定した経緯がある。）

従って、NTT 自体が出資していないにも関わらず、政府が設備保有部門へ先行して出資してしまうことは、適切でないと考えられる。

NTT データ社と官公庁・地方行政府との間には、旧電電公社時代から続く秘匿権管理の問題があるのかもしれない。だがそれは、IT 個人ユーザの利便性向上とは、接点が乏しい。

政府出資が必要なのかどうか、持ち株会社制度を廃止して、持ち株会社制度という名の蚊帳の外で解決を図って欲しい。

3-3. 持ち株会社の解散と同時に、NTT 総合研究所群の完全別資本会社化が必要である！

総合研究所群の研究成果が、汎用性・共用性の乏しい独自規格・独自ルールの源となっている。

政府出資・納税者出資の持ち株会社子会社による研究成果であるからには、本来であれば、NTT グループの内外を問わずに、利用され普及しているべきである。ところが、それら研究成果は、NTT グループ内に囲い込まれる傾向にある。

例えば、局舎 OLT 付属 OSU 装置にしても、典型的な独自規格の設備であり、NTT 東西社においても、競争接続事業者が共用で使用することに積極的でない。これでは、いつまでたっても設備利用率は向上せず、休眠設備が放置されてしまう。（通信機器・半導体）製造メーカーにとっても、IT 個人ユーザにとっても、コスト負担ばかりが大きい。

NTT 総合研究所群が、純粋な設備競争を望むのであれば、NTT 総合研究所群は、持ち株会社傘下から離れ、完全民間独立資本の上場会社として、新規設立されるべきである。

(個人)

